

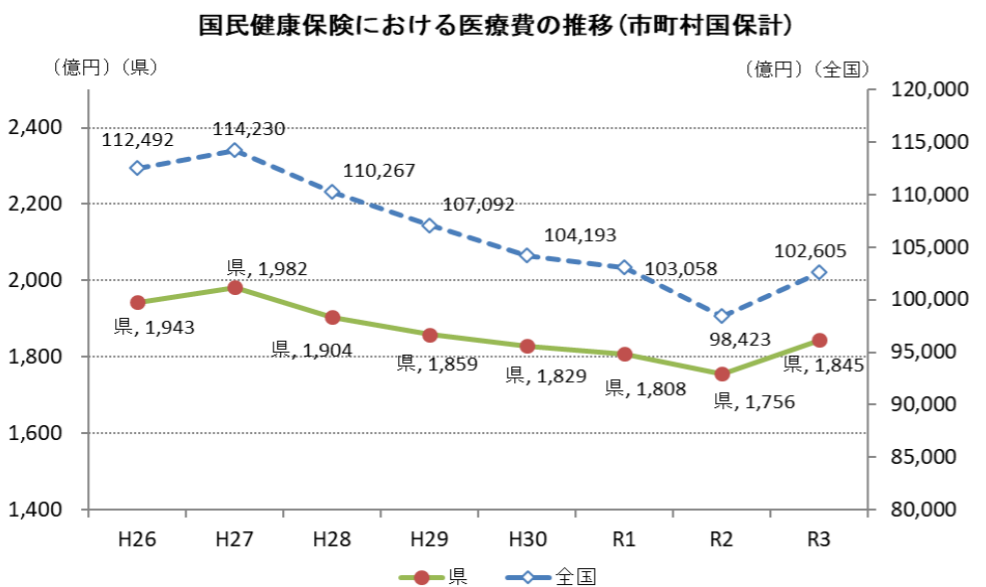
## 新旧対照表

頁	(旧) 章節番号	改正案	現行	摘要
一	目次	(章・節までの記載に変更)	(章・節・項まで記載)	各章全体のバランスを考慮して修正するもの。
1	第1章 1 策定の目的	国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦である。本方針は、県が県内市町村と一体となって国民健康保険の安定的な財政運営、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2第1項に基づき、県が策定するものである。	国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いためにその財政基盤は脆弱で構造的な課題を抱えており、今後も医療費の増加が見込まれていることなどから、国民皆保険を維持するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の改正により、平成30年度から県が市町村と共同で国民健康保険事業の運営にあたることとなった。 県は、国保の財政運営の責任主体として制度の安定化を図る一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険料（税）の賦課・徴収等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととされている。 本方針は、県と県内各市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について策定するものである。	都道府県単位化から一定の年限が経過したことを踏まえ、記載内容を見直すほか、内容が重複していたことから旧2節と統合するもの。
1	第1章 2 策定の根拠	(削除)	2 策定の根拠 本方針は、法第82条の2に基づき、県が策定するものである。	同上
1	第1章 3 対象となる期間	2 対象となる期間 本方針の対象期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日（保険者規模別の収納率目標に関しては、同年5月31日）までの6年間とする。	3 対象となる期間 本方針の対象期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日（保険者規模別の収納率目標に関しては、同年5月31日）までの間とする。	法改正により、運営方針をおおむね6年ごとに定めることとなったため修正するもの。
一	第1章 4 検証・見直し	(削除)	県は、安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、最終年度までに本方針の評価・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを3年ごとに行う。 検証・見直しに当たっては、宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会において課題・論点を整理した上で宮城県国民健康保険運営協議会に諮問することとする。	検証及び見直しに関する項目を新たに章立てすることから、削除するもの。
2	第2章	本章において、医療費の動向や国民健康保険財政の基本的な考え方を示すほか、財政安定化基金の運用、保険者努力支援制度の県分の取扱い等について定める。	本章において、これまでの医療費の動向を把握し、将来の国民健康保険財政の見通しを示す。 また、平成30年度以降は、保険給付費等に必要な費用は全額県が市町村に交付し、保険料（税）の収納不足時は財政安定化基金から貸付または交付を行う仕組みとされ、医療費の増加や保険料（税）の収納不足を理由とした市町村の法定外一般会計繰入は、解消されており、それ以外の決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入について、計画的・段階的な解消が図られるよう取組を定めるものとする。	都道府県単位化から一定の年限が経過したことや解消すべき法定外繰入を行っている市町村がないことを踏まえ、記載内容を見直すもの。
2	第2章1 (1) 被保険者数と加入率の推移	令和3年度の国民健康保険における被保険者数は、454,221人であり、県全体の75歳未満の人口に占める割合は23.09%であった。 加入率は、年々減少している。	平成30年度の国民健康保険における被保険者数は、481,669人であり、県全体の75歳未満の人口に占める割合は24.16%であった。 加入率は、平成24年度から概ね2%ずつ減少している。	最新の状況に更新するもの。

<p>2 図 1</p>	<p style="text-align: center;">国民健康保険における被保険者数と加入率の推移</p> <table border="1"> <caption>国民健康保険における被保険者数と加入率の推移 (令和3年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者数 (人)</th> <th>加入率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>601,061</td> <td>29.43</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>557,812</td> <td>27.42</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>501,085</td> <td>24.94</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>466,183</td> <td>23.57</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>454,221</td> <td>23.09</td> </tr> </tbody> </table>	年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)	H25	601,061	29.43	H27	557,812	27.42	H29	501,085	24.94	R1	466,183	23.57	R3	454,221	23.09	<p style="text-align: center;">国民健康保険における被保険者数と加入率の推移</p> <table border="1"> <caption>国民健康保険における被保険者数と加入率の推移 (平成30年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者数 (人)</th> <th>加入率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>635,513</td> <td>30.52</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>620,188</td> <td>30.30</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>580,665</td> <td>28.48</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>532,474</td> <td>26.32</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>481,669</td> <td>24.16</td> </tr> </tbody> </table>	年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)	H22	635,513	30.52	H24	620,188	30.30	H26	580,665	28.48	H28	532,474	26.32	H30	481,669	24.16	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																																																																																		
年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)																																																																																																																																																							
H25	601,061	29.43																																																																																																																																																							
H27	557,812	27.42																																																																																																																																																							
H29	501,085	24.94																																																																																																																																																							
R1	466,183	23.57																																																																																																																																																							
R3	454,221	23.09																																																																																																																																																							
年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)																																																																																																																																																							
H22	635,513	30.52																																																																																																																																																							
H24	620,188	30.30																																																																																																																																																							
H26	580,665	28.48																																																																																																																																																							
H28	532,474	26.32																																																																																																																																																							
H30	481,669	24.16																																																																																																																																																							
<p>3 第2章 1 (2) 被保険者の年齢構成</p>	<p>令和3年度の県人口における国民健康保険の被保険者の年齢別加入率をみると、65歳から74歳の加入率が<b>66.4%</b>と高い割合となっている。年齢別構成比をみてみると、65歳から74歳までの被保険者が全体の約5割にあたり、県人口における65歳から74歳までの構成比が<b>16.9%</b>であることと比較すると、市町村国保における高齢者の割合が<b>極めて大きい</b>。また、年次推移を見ると、0歳から19歳まで、20歳から39歳まで、40歳から64歳までの年齢層の割合は減少傾向にある一方、65歳から74歳までの年齢層が占める割合は大幅に増加している。</p>	<p>平成30年度の県人口における国民健康保険の被保険者の年齢別加入率をみると、65歳から74歳の加入率が<b>67.2%</b>と高い割合となっている。年齢別構成比をみてみると、65歳から74歳までの被保険者が全体の約4割にあたり、県人口における65歳から74歳までの構成比が<b>16.1%</b>であることと比較すると、市町村国保における高齢者の割合が大きいことは明らかである。また、年次推移を見ると、0歳から19歳まで、20歳から39歳まで、40歳から64歳までの年齢層は減少傾向にある一方、65歳から74歳までの年齢層が占める割合は大幅に増加している。</p>	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																																																																																																																						
<p>3 表 1</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度県人口及び国保被保険者の年齢構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年齢階層</th> <th colspan="2" rowspan="2">県人口 A</th> <th colspan="6">国保被保険者</th> <th rowspan="3">B/A 加入率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">総数 B</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">退職</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳未満の総数</td> <td>1,967,000</td> <td>100.0</td> <td>454,221</td> <td>100.0</td> <td>454,221</td> <td>100.0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>0~19</td> <td>369,000</td> <td>18.8</td> <td>35,306</td> <td>7.8</td> <td>35,306</td> <td>7.8</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>20~39</td> <td>496,000</td> <td>25.2</td> <td>60,531</td> <td>13.3</td> <td>60,531</td> <td>13.3</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>40~64</td> <td>769,000</td> <td>39.1</td> <td>137,293</td> <td>30.2</td> <td>137,293</td> <td>30.2</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>65~74</td> <td>333,000</td> <td>16.9</td> <td>221,091</td> <td>48.7</td> <td>221,091</td> <td>48.7</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>66.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 「人口推計年報(総務省統計局)」(県人口: 令和3年10月1日現在推計値) 「令和3年度国民健康保険実態調査」(国保被保険者: 令和3年9月30日現在)より</p>	年齢階層	県人口 A		国保被保険者						B/A 加入率	総数 B		一般		退職		人	%	人	%	人	%	人	%	%	75歳未満の総数	1,967,000	100.0	454,221	100.0	454,221	100.0	0	—	23.1	0~19	369,000	18.8	35,306	7.8	35,306	7.8	0	—	9.6	20~39	496,000	25.2	60,531	13.3	60,531	13.3	0	—	12.2	40~64	769,000	39.1	137,293	30.2	137,293	30.2	0	—	17.9	65~74	333,000	16.9	221,091	48.7	221,091	48.7	0	—	66.4	<p style="text-align: center;">平成30年度県人口及び国保被保険者の年齢構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年齢階層</th> <th colspan="2" rowspan="2">県人口 A</th> <th colspan="6">国保被保険者</th> <th rowspan="3">B/A 加入率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">総数 B</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">退職</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳未満の総数</td> <td>1,994,000</td> <td>100.0</td> <td>481,669</td> <td>100.1</td> <td>478,978</td> <td>100.1</td> <td>2,691</td> <td>100.0</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>0~19</td> <td>385,000</td> <td>19.3</td> <td>42,174</td> <td>8.8</td> <td>42,169</td> <td>8.8</td> <td>5</td> <td>0.2</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>20~39</td> <td>516,000</td> <td>25.9</td> <td>69,291</td> <td>14.4</td> <td>69,243</td> <td>14.5</td> <td>48</td> <td>1.8</td> <td>13.4</td> </tr> <tr> <td>40~64</td> <td>772,000</td> <td>38.7</td> <td>154,620</td> <td>32.1</td> <td>152,169</td> <td>31.8</td> <td>2,451</td> <td>91.1</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>65~74</td> <td>321,000</td> <td>16.1</td> <td>215,584</td> <td>44.8</td> <td>215,397</td> <td>45.0</td> <td>187</td> <td>6.9</td> <td>67.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 「人口推計年報(総務省統計局)」(県人口: 平成30年10月1日現在推計値) 「平成30年度国民健康保険実態調査」(国保被保険者: 平成30年9月30日現在)より</p>	年齢階層	県人口 A		国保被保険者						B/A 加入率	総数 B		一般		退職		人	%	人	%	人	%	人	%	%	75歳未満の総数	1,994,000	100.0	481,669	100.1	478,978	100.1	2,691	100.0	24.2	0~19	385,000	19.3	42,174	8.8	42,169	8.8	5	0.2	11.0	20~39	516,000	25.9	69,291	14.4	69,243	14.5	48	1.8	13.4	40~64	772,000	38.7	154,620	32.1	152,169	31.8	2,451	91.1	20.0	65~74	321,000	16.1	215,584	44.8	215,397	45.0	187	6.9	67.2	<p>最新の状況に更新するもの。</p>
年齢階層	県人口 A				国保被保険者							B/A 加入率																																																																																																																																													
			総数 B		一般		退職																																																																																																																																																		
	人	%	人	%	人	%	人	%	%																																																																																																																																																
75歳未満の総数	1,967,000	100.0	454,221	100.0	454,221	100.0	0	—	23.1																																																																																																																																																
0~19	369,000	18.8	35,306	7.8	35,306	7.8	0	—	9.6																																																																																																																																																
20~39	496,000	25.2	60,531	13.3	60,531	13.3	0	—	12.2																																																																																																																																																
40~64	769,000	39.1	137,293	30.2	137,293	30.2	0	—	17.9																																																																																																																																																
65~74	333,000	16.9	221,091	48.7	221,091	48.7	0	—	66.4																																																																																																																																																
年齢階層	県人口 A		国保被保険者						B/A 加入率																																																																																																																																																
			総数 B		一般		退職																																																																																																																																																		
	人	%	人	%	人	%	人	%		%																																																																																																																																															
75歳未満の総数	1,994,000	100.0	481,669	100.1	478,978	100.1	2,691	100.0	24.2																																																																																																																																																
0~19	385,000	19.3	42,174	8.8	42,169	8.8	5	0.2	11.0																																																																																																																																																
20~39	516,000	25.9	69,291	14.4	69,243	14.5	48	1.8	13.4																																																																																																																																																
40~64	772,000	38.7	154,620	32.1	152,169	31.8	2,451	91.1	20.0																																																																																																																																																
65~74	321,000	16.1	215,584	44.8	215,397	45.0	187	6.9	67.2																																																																																																																																																

<p>3 図2</p>	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険被保険者の年齢構成の年次推移</b></p> <table border="1"> <caption>国民健康保険被保険者の年齢構成の年次推移 (H25-R3)</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>H25</th> <th>H27</th> <th>H29</th> <th>R1</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～19歳</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8.5</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>20歳～39歳</td> <td>17.9</td> <td>16.4</td> <td>14.9</td> <td>14.2</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>40歳～64歳</td> <td>38</td> <td>35.4</td> <td>32.9</td> <td>31.5</td> <td>30.2</td> </tr> <tr> <td>65歳～74歳</td> <td>33.1</td> <td>38.1</td> <td>43.1</td> <td>45.8</td> <td>48.7</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	H25	H27	H29	R1	R3	0歳～19歳	11	10	9	8.5	7.8	20歳～39歳	17.9	16.4	14.9	14.2	13.3	40歳～64歳	38	35.4	32.9	31.5	30.2	65歳～74歳	33.1	38.1	43.1	45.8	48.7	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険被保険者の年齢構成の年次推移</b></p> <table border="1"> <caption>国民健康保険被保険者の年齢構成の年次推移 (H22-H30)</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>H22</th> <th>H24</th> <th>H26</th> <th>H28</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～19歳</td> <td>12.1</td> <td>11.4</td> <td>10.5</td> <td>9.6</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>20歳～39歳</td> <td>19.5</td> <td>18.6</td> <td>17.1</td> <td>15.7</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>40歳～64歳</td> <td>38.2</td> <td>39.0</td> <td>36.6</td> <td>34.2</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>65歳～74歳</td> <td>30.2</td> <td>30.9</td> <td>35.8</td> <td>40.5</td> <td>44.8</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	H22	H24	H26	H28	H30	0歳～19歳	12.1	11.4	10.5	9.6	8.8	20歳～39歳	19.5	18.6	17.1	15.7	14.4	40歳～64歳	38.2	39.0	36.6	34.2	32.1	65歳～74歳	30.2	30.9	35.8	40.5	44.8	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																											
年齢層	H25	H27	H29	R1	R3																																																																																																																					
0歳～19歳	11	10	9	8.5	7.8																																																																																																																					
20歳～39歳	17.9	16.4	14.9	14.2	13.3																																																																																																																					
40歳～64歳	38	35.4	32.9	31.5	30.2																																																																																																																					
65歳～74歳	33.1	38.1	43.1	45.8	48.7																																																																																																																					
年齢層	H22	H24	H26	H28	H30																																																																																																																					
0歳～19歳	12.1	11.4	10.5	9.6	8.8																																																																																																																					
20歳～39歳	19.5	18.6	17.1	15.7	14.4																																																																																																																					
40歳～64歳	38.2	39.0	36.6	34.2	32.1																																																																																																																					
65歳～74歳	30.2	30.9	35.8	40.5	44.8																																																																																																																					
<p>4 第2章1 (3) 世帯主の職業の状況</p>	<p>令和3年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者等の「無職」が41.2%で最も多く、次いで非正規雇用者等、厚生年金加入要件を満たさない「被用者」が25.7%、「自営業」が14.5%、「不詳」が13.2%、「農林水産業」が3.1%と続いている。</p>	<p>平成30年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者等の「無職」が44.1%で最も多く、次いで非正規雇用者等、厚生年金加入要件を満たさない「被用者」が24.8%、「自営業」が14.9%、「不詳」が10.8%、「農林水産業」が3.2%と続いている。</p>	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																																																																																							
<p>4 図3</p>	<p style="text-align: center;"><b>世帯主職業別世帯数(擬制世帯を除く)</b></p> <table border="1"> <caption>世帯主職業別世帯数(擬制世帯を除く) (H26-R3)</caption> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産業</td> <td>3.6</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.6</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>4.0</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>自営業</td> <td>12.5</td> <td>12.4</td> <td>12.6</td> <td>12.1</td> <td>14.9</td> <td>12.9</td> <td>16.0</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>被用者</td> <td>26.3</td> <td>23.3</td> <td>27.7</td> <td>25.4</td> <td>24.8</td> <td>23.7</td> <td>25.3</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>無職(退職者など)</td> <td>45.9</td> <td>45.8</td> <td>45.6</td> <td>47.4</td> <td>44.1</td> <td>47.9</td> <td>38.9</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.5</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td>2.3</td> <td>1.5</td> <td>2.3</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>不詳</td> <td>11.1</td> <td>13.5</td> <td>8.2</td> <td>8.5</td> <td>10.8</td> <td>10.9</td> <td>13.6</td> <td>13.2</td> </tr> </tbody> </table>	職業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	農林水産業	3.6	4.0	3.9	3.6	3.2	3.1	4.0	3.1	自営業	12.5	12.4	12.6	12.1	14.9	12.9	16.0	14.5	被用者	26.3	23.3	27.7	25.4	24.8	23.7	25.3	25.7	無職(退職者など)	45.9	45.8	45.6	47.4	44.1	47.9	38.9	41.2	その他	0.5	1.1	2.0	3.0	2.3	1.5	2.3	2.4	不詳	11.1	13.5	8.2	8.5	10.8	10.9	13.6	13.2	<p style="text-align: center;"><b>世帯主職業別世帯数(擬制世帯を除く)</b></p> <table border="1"> <caption>世帯主職業別世帯数(擬制世帯を除く) (H24-H30)</caption> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産業</td> <td>4.8</td> <td>3.6</td> <td>3.6</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.6</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>自営業</td> <td>12.3</td> <td>9.5</td> <td>12.6</td> <td>12.4</td> <td>12.6</td> <td>12.1</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>被用者</td> <td>29.2</td> <td>25.2</td> <td>26.3</td> <td>23.3</td> <td>27.7</td> <td>25.4</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>無職(退職者など)</td> <td>38.6</td> <td>45.2</td> <td>45.9</td> <td>45.8</td> <td>45.6</td> <td>47.4</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.0</td> <td>2.6</td> <td>0.5</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>不詳</td> <td>13.1</td> <td>13.9</td> <td>11.1</td> <td>13.5</td> <td>8.2</td> <td>8.5</td> <td>10.8</td> </tr> </tbody> </table>	職業	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	農林水産業	4.8	3.6	3.6	4.0	3.9	3.6	3.2	自営業	12.3	9.5	12.6	12.4	12.6	12.1	14.9	被用者	29.2	25.2	26.3	23.3	27.7	25.4	24.8	無職(退職者など)	38.6	45.2	45.9	45.8	45.6	47.4	44.1	その他	2.0	2.6	0.5	1.1	2.0	3.0	2.3	不詳	13.1	13.9	11.1	13.5	8.2	8.5	10.8	<p>最新の状況に更新するもの。</p>
職業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																		
農林水産業	3.6	4.0	3.9	3.6	3.2	3.1	4.0	3.1																																																																																																																		
自営業	12.5	12.4	12.6	12.1	14.9	12.9	16.0	14.5																																																																																																																		
被用者	26.3	23.3	27.7	25.4	24.8	23.7	25.3	25.7																																																																																																																		
無職(退職者など)	45.9	45.8	45.6	47.4	44.1	47.9	38.9	41.2																																																																																																																		
その他	0.5	1.1	2.0	3.0	2.3	1.5	2.3	2.4																																																																																																																		
不詳	11.1	13.5	8.2	8.5	10.8	10.9	13.6	13.2																																																																																																																		
職業	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																			
農林水産業	4.8	3.6	3.6	4.0	3.9	3.6	3.2																																																																																																																			
自営業	12.3	9.5	12.6	12.4	12.6	12.1	14.9																																																																																																																			
被用者	29.2	25.2	26.3	23.3	27.7	25.4	24.8																																																																																																																			
無職(退職者など)	38.6	45.2	45.9	45.8	45.6	47.4	44.1																																																																																																																			
その他	2.0	2.6	0.5	1.1	2.0	3.0	2.3																																																																																																																			
不詳	13.1	13.9	11.1	13.5	8.2	8.5	10.8																																																																																																																			
<p>4 第2章1 (4) 医療費の動向</p>	<p>令和3年度の本県の国民健康保険における医療費は1,845億円であり、平成26年度の1,943億円と比較すると98億円減となっている。</p>	<p>本県の国民健康保険における医療費は、平成30年度1,829億円であり、平成23年度1,921億円と比較すると、92億円減となっている。</p>	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																																																																																							



4		<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険における医療費の推移(市町村国保計)</b></p> 	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険における医療費の推移(市町村国保計)</b></p> 	最新の状況に更新するもの。
5	<p>第2章 1 (4) 医療費の動向</p>	<p>また、令和3年度の本県における一人当たりの医療費は406,114円であり、平成26年度の333,558円と比較すると72,556円の増となっている。最も高い市町村は七ヶ宿町の503,967円、最も低い市町村は女川町の348,558円であり、その差は1.45倍となっている。被保険者の高齢化と医療の高度化の進展による医療費の増加及び被保険者数の減少が、一人当たり医療費の増加の主な要因となっていると考えられる。</p>	<p>また、本県における一人当たりの医療費は、平成30年度378,507円で、平成23年度298,676円と比較すると79,831円の増となっている。最も高い市町村は、山元町462,764円で、最も低い市町村は、大衡村344,033円であり、その差は1.35倍となっている。被保険者の高齢化と医療の高度化の進展が、一人当たり医療費の増加の主な要因となっていると考えられる。</p>	最新の状況に更新するもの。
5		<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険における一人当たり医療費の推移</b></p> 	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険における一人当たり医療費の推移</b></p> 	最新の状況に更新するもの。
6	<p>第2章 1 (5) 保険料(税)の動向</p>	<p>令和3年度の国民健康保険における一人当たり保険料(税)調定額は85,693円であり、平成26年度の97,655円と比べて11,962円減少している。(中略) また、令和3年度の一人当たり調定額が最も高いのは名取市の99,886円で、最も低いのは松島町の69,155円であり、その差は1.44倍となり、平成26年度の差の1.69倍と比較すると狭まっている。</p>	<p>国民健康保険における一人当たり保険料(税)調定額は、平成30年度87,928円で、平成25年度97,893円と比べて9,965円減少している。(中略) また、平成30年度の一人当たり調定額が最も高いのは南三陸町118,719円で、最も低いのは山元町66,216円であり、その差は1.79倍となり、平成25年度の差の2.01倍と比較すると狭まっている。</p>	最新の状況に更新するもの。

<p>6 図 6</p>	<p>国民健康保険における一人当たり保険料（税）調定額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (円)</th> <th>全国 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>97,655</td><td>93,161</td></tr> <tr><td>H27</td><td>94,634</td><td>92,090</td></tr> <tr><td>H28</td><td>95,562</td><td>94,104</td></tr> <tr><td>H29</td><td>94,044</td><td>95,203</td></tr> <tr><td>H30</td><td>87,928</td><td>95,358</td></tr> <tr><td>R1</td><td>87,713</td><td>96,800</td></tr> <tr><td>R2</td><td>84,695</td><td>96,602</td></tr> <tr><td>R3</td><td>85,693</td><td>97,158</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (円)	全国 (円)	H26	97,655	93,161	H27	94,634	92,090	H28	95,562	94,104	H29	94,044	95,203	H30	87,928	95,358	R1	87,713	96,800	R2	84,695	96,602	R3	85,693	97,158	<p>国民健康保険における一人当たり保険料（税）調定額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (円)</th> <th>全国 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>76,732</td><td>89,613</td></tr> <tr><td>H24</td><td>80,691</td><td>90,832</td></tr> <tr><td>H25</td><td>97,893</td><td>93,127</td></tr> <tr><td>H26</td><td>97,655</td><td>93,161</td></tr> <tr><td>H27</td><td>94,634</td><td>92,090</td></tr> <tr><td>H28</td><td>95,562</td><td>94,104</td></tr> <tr><td>H29</td><td>94,044</td><td>95,203</td></tr> <tr><td>H30</td><td>87,928</td><td>95,358</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (円)	全国 (円)	H23	76,732	89,613	H24	80,691	90,832	H25	97,893	93,127	H26	97,655	93,161	H27	94,634	92,090	H28	95,562	94,104	H29	94,044	95,203	H30	87,928	95,358	<p>最新の状況に更新するもの。</p>
年度	県 (円)	全国 (円)																																																							
H26	97,655	93,161																																																							
H27	94,634	92,090																																																							
H28	95,562	94,104																																																							
H29	94,044	95,203																																																							
H30	87,928	95,358																																																							
R1	87,713	96,800																																																							
R2	84,695	96,602																																																							
R3	85,693	97,158																																																							
年度	県 (円)	全国 (円)																																																							
H23	76,732	89,613																																																							
H24	80,691	90,832																																																							
H25	97,893	93,127																																																							
H26	97,655	93,161																																																							
H27	94,634	92,090																																																							
H28	95,562	94,104																																																							
H29	94,044	95,203																																																							
H30	87,928	95,358																																																							
<p>6 第2章 1 (5) 保険料（税）の動向</p>	<p>なお、所得が低い世帯については、一定の条件の下、国民健康保険料（税）が軽減されることとなっており、令和3年度においては課税世帯298,325世帯のうち、約59.5%の177,456世帯で軽減を受けている。 (以下略)</p>	<p>なお、所得が低い世帯については、一定の条件の下、国民健康保険料（税）が軽減されることとなっており、令和元年度においては、課税世帯299,351世帯のうち、174,099世帯（約58.2%）で軽減を受けている。 (以下略)</p>	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																																																						
<p>7 第2章 1 (6) 将来の見通し</p>	<p>国民健康保険の被保険者数は、今後も減少することが見込まれる。一方、一人当たり医療費が増加するものの、医療費総額は減少傾向になると見込まれる。 国民健康保険の被保険者の年齢構成を見ると（中略）国保加入から後期高齢者医療制度に移行となる令和7年以降は、高齢者の構成割合が一時的に減少することが予想される。</p>	<p>国民健康保険の被保険者数は、今後も減少することが見込まれる一方、被保険者の高齢化と医療の高度化に伴い、一人当たり医療費の増加により医療費は増加傾向が続くものと見込まれる。 国民健康保険の被保険者の年齢構成を見ると（中略）国保加入から後期高齢者医療制度に移行となる令和7年以降は、高齢者の構成割合がやや減少することが予想される。</p>	<p>不要な文言を削除するほか、最新の状況に更新するもの。</p>																																																						
<p>7 図 7</p>	<p>被保険者数と医療費の推移（推計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者数 (人)</th> <th>医療費 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R3 (実績見込)</td><td>454,221</td><td>1,796</td></tr> <tr><td>R7 (推計)</td><td>423,781</td><td>1,740</td></tr> <tr><td>R12 (推計)</td><td>393,104</td><td>1,692</td></tr> <tr><td>R17 (推計)</td><td>378,258</td><td>1,726</td></tr> </tbody> </table>	年度	被保険者数 (人)	医療費 (億円)	R3 (実績見込)	454,221	1,796	R7 (推計)	423,781	1,740	R12 (推計)	393,104	1,692	R17 (推計)	378,258	1,726	<p>被保険者数と医療費の推移（推計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者数 (人)</th> <th>医療費 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30 (実績)</td><td>481,669</td><td>1,829</td></tr> <tr><td>R2 (推計)</td><td>約459,000</td><td>1,816</td></tr> <tr><td>R7 (推計)</td><td>約454,000</td><td>2,013</td></tr> <tr><td>R12 (推計)</td><td>約423,000</td><td>2,094</td></tr> </tbody> </table>	年度	被保険者数 (人)	医療費 (億円)	H30 (実績)	481,669	1,829	R2 (推計)	約459,000	1,816	R7 (推計)	約454,000	2,013	R12 (推計)	約423,000	2,094	<p>最新の状況に更新するもの。</p>																								
年度	被保険者数 (人)	医療費 (億円)																																																							
R3 (実績見込)	454,221	1,796																																																							
R7 (推計)	423,781	1,740																																																							
R12 (推計)	393,104	1,692																																																							
R17 (推計)	378,258	1,726																																																							
年度	被保険者数 (人)	医療費 (億円)																																																							
H30 (実績)	481,669	1,829																																																							
R2 (推計)	約459,000	1,816																																																							
R7 (推計)	約454,000	2,013																																																							
R12 (推計)	約423,000	2,094																																																							

7	図7 注釈	<p>被保険者数の推計は、「人口推計年報（令和3年10月1日現在推計値）」（総務省統計局）及び「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における本県の5歳階級別人口に、令和3年度の「国民健康保険実態調査報告」に基づく各5歳階級別の国民健康保険の被保険者が全体に占める割合を乗じて算出している。</p> <p>医療費の推計は、令和3年度の被保険者一人当たり医療費を基準として、70歳未満の被保険者分が年率2.0%ずつ増加、70歳以上の被保険者分が年率0.5%ずつ減少すると想定して算出した令和7年度、令和12年度及び令和17年度の一人当たり医療費に、推計被保険者数を乗じて算出している。</p>	<p>被保険者数の推計は、「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における本県の5歳階級別人口に、平成30年度の「国民健康保険実態調査報告」に基づく各5歳階級別の国民健康保険の被保険者が全体に占める割合を乗じて算出している。</p> <p>医療費の推計は、平成30年度の被保険者一人当たり医療費を基準として、年率2.3%ずつ増加すると想定して算出した令和2年度、令和7年度及び令和12年度の一人当たり医療費に、推計被保険者数を乗じて算出している。</p>	最新の状況に更新するもの。																																																		
7	図8	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険被保険者の年齢構成の推移（推計）</b></p> <table border="1"> <caption>国民健康保険被保険者の年齢構成の推移（推計）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>0歳～19歳</th> <th>20歳～39歳</th> <th>40歳～64歳</th> <th>65歳～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3（実績）</td> <td>7.8</td> <td>13.3</td> <td>30.2</td> <td>48.7</td> </tr> <tr> <td>R7（推計）</td> <td>7.8</td> <td>12.6</td> <td>31.5</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>R12（推計）</td> <td>7.8</td> <td>12.4</td> <td>33.1</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>R17（推計）</td> <td>7.4</td> <td>11.8</td> <td>33.4</td> <td>47.4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳	R3（実績）	7.8	13.3	30.2	48.7	R7（推計）	7.8	12.6	31.5	48.0	R12（推計）	7.8	12.4	33.1	46.7	R17（推計）	7.4	11.8	33.4	47.4	<p style="text-align: center;"><b>国民健康保険被保険者の年齢構成の推移（推計）</b></p> <table border="1"> <caption>国民健康保険被保険者の年齢構成の推移（推計）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>0歳～19歳</th> <th>20歳～39歳</th> <th>40歳～64歳</th> <th>65歳～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30（実績）</td> <td>8.8</td> <td>14.4</td> <td>32.1</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>R2（推計）</td> <td>8.5</td> <td>13.5</td> <td>31.5</td> <td>46.5</td> </tr> <tr> <td>R7（推計）</td> <td>8.4</td> <td>12.9</td> <td>32.6</td> <td>46.1</td> </tr> <tr> <td>R12（推計）</td> <td>8.3</td> <td>12.7</td> <td>34.2</td> <td>44.8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳	H30（実績）	8.8	14.4	32.1	44.7	R2（推計）	8.5	13.5	31.5	46.5	R7（推計）	8.4	12.9	32.6	46.1	R12（推計）	8.3	12.7	34.2	44.8	最新の状況に更新するもの。
年度	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳																																																		
R3（実績）	7.8	13.3	30.2	48.7																																																		
R7（推計）	7.8	12.6	31.5	48.0																																																		
R12（推計）	7.8	12.4	33.1	46.7																																																		
R17（推計）	7.4	11.8	33.4	47.4																																																		
年度	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳																																																		
H30（実績）	8.8	14.4	32.1	44.7																																																		
R2（推計）	8.5	13.5	31.5	46.5																																																		
R7（推計）	8.4	12.9	32.6	46.1																																																		
R12（推計）	8.3	12.7	34.2	44.8																																																		
8	第2章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	2 国保財政の基本的な考え方	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	記載内容を踏まえ、節名称を修正するもの。																																																		
8	第2章2 (1) 市町村の国民健康保険特別会計	市町村は、必要な支出を保険料（税）や県支出金等で賄うことにより、一会計年度において収支を均衡させる。 (以下略)	市町村は、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金等で賄うことにより、一会計年度において収支を均衡させる。 (以下略)	所要の修正を行うもの。																																																		
8	同上	ア 決算補填目的によるもの a 予期せぬ保険料収納不足であった場合（国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」と記載する。）の一部を賄うために一般会計からの繰入を行った場合を含む。）。	ア 決算補填目的によるもの a 予期せぬ保険料収納不足であった場合（国民健康保険事業費納付金の一部を賄うために一般会計からの繰入を行った場合を含む。）。	文中で頻繁に使用する用語であることから、略称を用いるため、注釈を記載するもの。																																																		
8	同上	エ 法第77条又は地方税法（昭和25年法律第226号）第717条に基づく条例等を根拠に行う保険料（税）の減免又は徴収猶予を行った場合	エ 法第77条又は地方税法第717条に基づく条例等を根拠に行う保険料（税）の減免又は徴収猶予を行った場合	最新の状況に更新するもの。																																																		
8	同上	コ その他法定外の一般会計繰入を行わざるを得ない場合	コ その他	所要の文言を追加するもの。																																																		
8	第2章2 (2) 県の国民健康保険特別会計	県は、必要な支出を事業費納付金や国庫支出金等で賄うことにより、収支を均衡させる。 また、県は、県内市町村の事業運営が健全に行われ、かつ、県の特別会計において必要以上に剰余金や繰越金を確保することのないよう、さらには、各年で保険料水準が過度に変動することを避けるよう、県内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営する。	県は、必要な支出を事業費納付金や国庫負担金等で賄うことにより、収支を均衡させる。 また、県は、県内市町村の事業運営が健全に行われ、かつ、県の特別会計において必要以上に剰余金や繰越金を確保することのないよう、さらには、各年で保険料水準が過度に上下することを避けるよう、県内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営する。	略称を用いるほか、所要の修正を行うもの。																																																		



9	第2章 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等	3 赤字が生じた場合における解消・削減の取組、目標年次等 (以下略)	3 赤字解消・削減の取組、目標年次等 (以下略)	所要の文言を追加するもの。																																																																																																																														
9	第2章3 (1) 財政状況	令和3年度の県内市町村における国民健康保険の財政全体の収入額は2,244億円であり、保険料(税)、国庫支出金や県支出金等によって構成されている。	県内市町村における国民健康保険の財政全体の収入額は、平成30年度2,296億円であり、保険料(税)、国庫支出金や各種交付金等によって構成されている。	最新の状況に更新するもの。																																																																																																																														
9	図9	<p>国保の財政状況の推移(収入 市町村計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保険料(税)</th> <th>国庫支出金</th> <th>県支出金等</th> <th>前期高齢者交付金</th> <th>療養給付費交付金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>551</td><td>681</td><td>92</td><td>538</td><td>699</td><td>2,561</td></tr> <tr><td>H27</td><td>519</td><td>672</td><td>69</td><td>568</td><td>1,022</td><td>2,850</td></tr> <tr><td>H28</td><td>504</td><td>646</td><td>54</td><td>563</td><td>963</td><td>2,730</td></tr> <tr><td>H29</td><td>472</td><td>617</td><td>34</td><td>637</td><td>886</td><td>2,645</td></tr> <tr><td>H30</td><td>425</td><td>1,871</td><td>1</td><td>2,296</td><td></td><td>2,296</td></tr> <tr><td>R1</td><td>405</td><td>1,814</td><td>1</td><td>2,220</td><td></td><td>2,220</td></tr> <tr><td>R2</td><td>389</td><td>1,764</td><td>13</td><td>2,166</td><td></td><td>2,166</td></tr> <tr><td>R3</td><td>387</td><td>1,853</td><td>5</td><td>2,244</td><td></td><td>2,244</td></tr> </tbody> </table>	年度	保険料(税)	国庫支出金	県支出金等	前期高齢者交付金	療養給付費交付金	合計	H26	551	681	92	538	699	2,561	H27	519	672	69	568	1,022	2,850	H28	504	646	54	563	963	2,730	H29	472	617	34	637	886	2,645	H30	425	1,871	1	2,296		2,296	R1	405	1,814	1	2,220		2,220	R2	389	1,764	13	2,166		2,166	R3	387	1,853	5	2,244		2,244	<p>国保の財政状況の推移(収入 市町村計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保険料(税)</th> <th>国庫支出金</th> <th>その他(県支出金, 共同事業交付金等)</th> <th>療養給付費交付金</th> <th>前期高齢者交付金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>479</td><td>891</td><td>110</td><td>488</td><td>572</td><td>2,540</td></tr> <tr><td>H24</td><td>493</td><td>864</td><td>123</td><td>518</td><td>731</td><td>2,729</td></tr> <tr><td>H25</td><td>568</td><td>721</td><td>105</td><td>506</td><td>718</td><td>2,618</td></tr> <tr><td>H26</td><td>551</td><td>681</td><td>92</td><td>538</td><td>699</td><td>2,561</td></tr> <tr><td>H27</td><td>519</td><td>672</td><td>69</td><td>568</td><td>1,022</td><td>2,850</td></tr> <tr><td>H28</td><td>504</td><td>646</td><td>54</td><td>563</td><td>963</td><td>2,730</td></tr> <tr><td>H29</td><td>472</td><td>617</td><td>33</td><td>637</td><td>886</td><td>2,645</td></tr> <tr><td>H30</td><td>425</td><td>1,870</td><td>1</td><td>2,296</td><td></td><td>2,296</td></tr> </tbody> </table>	年度	保険料(税)	国庫支出金	その他(県支出金, 共同事業交付金等)	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	合計	H23	479	891	110	488	572	2,540	H24	493	864	123	518	731	2,729	H25	568	721	105	506	718	2,618	H26	551	681	92	538	699	2,561	H27	519	672	69	568	1,022	2,850	H28	504	646	54	563	963	2,730	H29	472	617	33	637	886	2,645	H30	425	1,870	1	2,296		2,296	最新の状況に更新するもの。
年度	保険料(税)	国庫支出金	県支出金等	前期高齢者交付金	療養給付費交付金	合計																																																																																																																												
H26	551	681	92	538	699	2,561																																																																																																																												
H27	519	672	69	568	1,022	2,850																																																																																																																												
H28	504	646	54	563	963	2,730																																																																																																																												
H29	472	617	34	637	886	2,645																																																																																																																												
H30	425	1,871	1	2,296		2,296																																																																																																																												
R1	405	1,814	1	2,220		2,220																																																																																																																												
R2	389	1,764	13	2,166		2,166																																																																																																																												
R3	387	1,853	5	2,244		2,244																																																																																																																												
年度	保険料(税)	国庫支出金	その他(県支出金, 共同事業交付金等)	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	合計																																																																																																																												
H23	479	891	110	488	572	2,540																																																																																																																												
H24	493	864	123	518	731	2,729																																																																																																																												
H25	568	721	105	506	718	2,618																																																																																																																												
H26	551	681	92	538	699	2,561																																																																																																																												
H27	519	672	69	568	1,022	2,850																																																																																																																												
H28	504	646	54	563	963	2,730																																																																																																																												
H29	472	617	33	637	886	2,645																																																																																																																												
H30	425	1,870	1	2,296		2,296																																																																																																																												
9	第2章3 (1) 財政状況	また、令和3年度の支出額は2,204億円であり、約7割が一般分保険給付費として支出されている。	また、支出額は、平成30年度2,266億円であり、ほぼ3分の2が一般分保険給付費として支出されている。	最新の状況に更新するもの。																																																																																																																														
9	図10	<p>国保の財政状況の推移(支出 市町村計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般分保険給付費</th> <th>退職分保険給付費</th> <th>介護納付金</th> <th>後期高齢者支援金</th> <th>その他(共同事業 拠出金等)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>1,545</td><td>73</td><td>140</td><td>319</td><td>385</td><td>2,462</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,598</td><td>64</td><td>123</td><td>301</td><td>674</td><td>2,760</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1,554</td><td>44</td><td>112</td><td>287</td><td>629</td><td>2,626</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,536</td><td>24</td><td>111</td><td>279</td><td>586</td><td>2,536</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1,528</td><td>10</td><td>49</td><td>133</td><td>546</td><td>2,266</td></tr> <tr><td>R1</td><td>1,524</td><td>2</td><td>46</td><td>135</td><td>482</td><td>2,189</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1,492</td><td>1</td><td>41</td><td>134</td><td>454</td><td>2,122</td></tr> <tr><td>R3</td><td>1,570</td><td>0</td><td>44</td><td>135</td><td>455</td><td>2,204</td></tr> </tbody> </table>	年度	一般分保険給付費	退職分保険給付費	介護納付金	後期高齢者支援金	その他(共同事業 拠出金等)	合計	H26	1,545	73	140	319	385	2,462	H27	1,598	64	123	301	674	2,760	H28	1,554	44	112	287	629	2,626	H29	1,536	24	111	279	586	2,536	H30	1,528	10	49	133	546	2,266	R1	1,524	2	46	135	482	2,189	R2	1,492	1	41	134	454	2,122	R3	1,570	0	44	135	455	2,204	<p>国保の財政状況の推移(支出 市町村計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般分保険給付費</th> <th>退職分保険給付費</th> <th>介護納付金</th> <th>後期高齢者支援金</th> <th>その他(共同事業 拠出金等)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>1,576</td><td>101</td><td>125</td><td>289</td><td>349</td><td>2,440</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,672</td><td>103</td><td>139</td><td>309</td><td>410</td><td>2,633</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,530</td><td>86</td><td>148</td><td>333</td><td>419</td><td>2,516</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,545</td><td>73</td><td>140</td><td>319</td><td>385</td><td>2,462</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,598</td><td>64</td><td>123</td><td>301</td><td>674</td><td>2,760</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1,554</td><td>44</td><td>112</td><td>287</td><td>629</td><td>2,626</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,536</td><td>24</td><td>111</td><td>279</td><td>586</td><td>2,536</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1,528</td><td>102</td><td>45</td><td>133</td><td>454</td><td>2,266</td></tr> </tbody> </table>	年度	一般分保険給付費	退職分保険給付費	介護納付金	後期高齢者支援金	その他(共同事業 拠出金等)	合計	H23	1,576	101	125	289	349	2,440	H24	1,672	103	139	309	410	2,633	H25	1,530	86	148	333	419	2,516	H26	1,545	73	140	319	385	2,462	H27	1,598	64	123	301	674	2,760	H28	1,554	44	112	287	629	2,626	H29	1,536	24	111	279	586	2,536	H30	1,528	102	45	133	454	2,266	最新の状況に更新するもの。
年度	一般分保険給付費	退職分保険給付費	介護納付金	後期高齢者支援金	その他(共同事業 拠出金等)	合計																																																																																																																												
H26	1,545	73	140	319	385	2,462																																																																																																																												
H27	1,598	64	123	301	674	2,760																																																																																																																												
H28	1,554	44	112	287	629	2,626																																																																																																																												
H29	1,536	24	111	279	586	2,536																																																																																																																												
H30	1,528	10	49	133	546	2,266																																																																																																																												
R1	1,524	2	46	135	482	2,189																																																																																																																												
R2	1,492	1	41	134	454	2,122																																																																																																																												
R3	1,570	0	44	135	455	2,204																																																																																																																												
年度	一般分保険給付費	退職分保険給付費	介護納付金	後期高齢者支援金	その他(共同事業 拠出金等)	合計																																																																																																																												
H23	1,576	101	125	289	349	2,440																																																																																																																												
H24	1,672	103	139	309	410	2,633																																																																																																																												
H25	1,530	86	148	333	419	2,516																																																																																																																												
H26	1,545	73	140	319	385	2,462																																																																																																																												
H27	1,598	64	123	301	674	2,760																																																																																																																												
H28	1,554	44	112	287	629	2,626																																																																																																																												
H29	1,536	24	111	279	586	2,536																																																																																																																												
H30	1,528	102	45	133	454	2,266																																																																																																																												

<p>10 図 1 1</p>			<p>最新の状況に更新するもの。</p>
<p>10 第2章3 (1) 財政状況</p>	<p>県独自の基準として、市町村国保の単年度実質収支率が100%未満の場合には、<b>単年度収支を実質赤字としており</b>、令和3年度においては、県内市町村のうち<b>25団体</b>は赤字となっている。</p>	<p>市町村国保の単年度実質収支率が100%未満の場合には、単年度収支は実質赤字であるとされており、平成30年度においては、県内市町村の7分の6は赤字となっている。</p>	<p>所要の修正等を行うほか、最新の状況に更新するもの。</p>
<p>10 第2章3 (2) 解消・削減すべき赤字の定義</p>	<p>(前略) なお、保険料(税)の予期しない収納不足や医療費の見込みを上回る増加等により、市町村財政に影響が生じることが見込まれる際は、当該市町村は、<b>県が設置している</b>財政安定化基金から貸付を受けて対応することとなる。</p>	<p>(前略) なお、保険料(税)の予期しない収納不足や医療費の見込みを上回る増加等により、市町村財政に影響が生じることが見込まれる際は、当該市町村は、財政安定化基金から貸付を受けて対応することとなる。</p>	<p>所要の文言を追加するもの。</p>
<p>10 第2章3 (3) 赤字の解消・削減の取組</p>	<p>(3) <b>赤字の</b>解消・削減の取組 ア 赤字と判断する基準は令和6年度からの決算額とする。 (以下略)</p>	<p>(3) 赤字の解消・削減の取組 ア 赤字と判断する基準は令和3年度からの決算額とする。 (以下略)</p>	<p>不要な文言を削除するほか、最新の年度に更新するもの。</p>



11	第2章 4 財政安定化基金の運用	<p>財政安定化基金の運用については、国民健康保険財政安定化基金条例に規定する。</p> <p>(1) 財政安定化基金事業（本体基金）</p> <p>ア 市町村に対する貸付</p> <p><del>貸付は、</del>収納率の低下や被保険者数の減少により収納不足が生じた場合に行う。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 市町村に対する交付</p> <p>多数の被保険者の生活に影響を与える災害や地域企業の破綻や主要産物の価格の大幅な下落など、地域の産業に「特別な事情」が生じ、収納額が低下した場合に収納不足額の2分の1を交付する。</p> <p><del>収納不足時の基金からの</del>交付要件の「特別な事情」に該当するか否かの判断については、災害等の発生の都度、市町村の被災状況や要望等に応じて、県と市町村が協議して決定する。</p> <p>償還については、<del>原則交付を受けた年度の翌々年度に、交付を受けた市町村・県・国が、</del>交付額の3分の1ずつ拠出する。</p> <p>ウ 県による取崩</p> <p><del>保険給付費の見込みを上回る増加等により、</del>県全体の国民健康保険財政収支に不均衡が生じる場合に、取崩及び県の国保特別会計への繰入を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>財政安定化基金の運用については、国民健康保険財政安定化基金条例に規定する。</p> <p>(1) 本体基金</p> <p>ア 市町村に対する貸付</p> <p>貸付は、収納率の低下や被保険者数の減少により収納不足が生じた場合に行う。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 市町村に対する交付</p> <p>多数の被保険者の生活に影響を与える災害や地域企業の破綻や主要産物の価格の大幅な下落など、地域の産業に「特別な事情」が生じ、収納額が低下した場合に収納不足額の2分の1を交付する。</p> <p>収納不足時の基金からの交付要件の「特別な事情」に該当するか否かの判断については、災害等の発生の都度、市町村の被災状況や要望等に応じて、県と市町村が協議して決定する。</p> <p>償還については、交付を受けた市町村・県・国が、原則交付を受けた年度の翌々年度に、交付額の3分の1ずつ拠出する。</p> <p>ウ 県による取崩</p> <p>給付見込み以上の給付増等により、県全体の財政収支に不均衡が生じる場合に、取崩及び県の国保特別会計への繰入を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>財政調整事業の追加にあわせて項目名を変更するほか、不要な文言を削除するもの。また、「国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等取扱要領例」を参考に一部文言を整理するもの。</p>
11	第2章 4 財政安定化基金の運用	<p>(2) 財政調整事業</p> <p>ア 積立</p> <p><del>医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合には、県と市町村が協議の上、その一部を財政調整事業に積立てることができる。</del></p> <p>イ 取崩</p> <p><del>納付金の著しい上昇の抑制その他の国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、県と市町村が協議の上、財政調整事業分を取崩し、特別会計に繰り入れることができる。</del></p>	<p>(2) 特例基金</p> <p>特例基金（激変緩和分・財政基盤強化分）は、原則令和5年度までの間、激変緩和措置等国保事業の健全な運営の確保のための費用に充てることができる。</p> <p>医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を特例基金に積み立てること等も含め、県と市町村の間で協議し検討していく。</p>	<p>特例基金の活用は令和5年度までであることから、項目を削除するほか、令和4年4月の法改正で追加された財政調整事業の記載を追加するもの。</p>
11	第2章 5 保険者努力支援制度の県分の取扱い	<p>保険者努力支援制度（取組評価分）による県への交付金は、<del>令和5年度までの期間については、</del>納付金総額から差し引くこととする。</p>	<p>保険者努力支援制度（取組評価分）による県への交付金は、令和5年度までの期間については、納付金総額から差し引くこととする。</p>	<p>保険料（税）水準の統一等の観点から同記載を削除し、今後も従来どおりの取扱いとするもの。</p>
11	第2章 6 県による事務打合せ	<p>(削除)</p>	<p>本方針に基づき市町村が国民健康保険事業を実施するに当たっては、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価・検証することが必要である。</p> <p>県は、原則2年に1回の事務打合せの際に市町村が実施することとされている事業の実施状況を確認することとする。</p>	<p>検証及び見直しに関する項目を新たに章立てすることから、削除するもの。</p>
12	第3章1 (1) 県内市町村の保険料（税）算定方式	<p>令和4年度の本算定において全市町村が3方式（所得割、均等割、平等割）で保険料（税）算定を行っている。</p>	<p>令和2年度の本算定において全市町村が3方式（所得割、均等割、平等割）で保険料（税）算定を行っている。</p>	<p>最新の状況に更新するもの（ただし、運営方針策定までに最新の年度のデータが確定した場合は、変更する場合もある）。</p>

12	第3章1 (2) 応益割と応能割の割合	令和4年度の本算定における一般被保険者分の応益割と応能割の県平均の割合は50.44 : 49.56である。	平成30年度の本算定における一般被保険者分の応益割と応能割の県平均の割合は50.91 : 49.09である。	最新の状況に更新するもの(同上)。
12	第3章1 (3) 均等割と平等割の割合	令和4年度の本算定における一般被保険者分の均等割と平等割の県平均の割合は63.09 : 36.91である。	平成30年度の本算定における一般被保険者分の均等割と平等割の県平均の割合は63.52 : 36.48である。	最新の状況に更新するもの(同上)。
—	第3章 4 将来的な保険料(税)水準の統一	(削除)	将来的には保険料(税)水準の統一を目指すのが、統一の時期については、県と市町村の間で継続して協議することとする。 保険料(税)水準の統一に向けた議論を深めるため、統一化の定義や前提条件等、さらには標準保険料率と実際の保険料率の公表(見える化)等から検討していくこととする。	保険料(税)水準の統一に関する項目を新たに章立てすることから、削除するもの。
13	第3章6 (4) 医療費指数反映係数 $\alpha$ の設定	将来的に保険料(税)水準の統一を目指すこととし、令和8年度の納付金ベースの統一( $\alpha = 0$ )に向けて、 $\alpha$ を毎年度0.1ずつ引き下げていく。	将来的には保険料(税)水準の統一を目指すこととし、医療費指数反映係数 $\alpha$ は市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、徐々に0に近づけていくための議論を進めていく。	令和8年度の納付金ベースの統一に向けた記載内容に変更するもの。
—	第3章 7 激変緩和措置	(削除)	7 激変緩和措置 (1) 納付金算定の際の激変緩和措置 医療費指数反映係数 $\alpha$ は市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、所得係数 $\beta$ は国が示す本県の所得係数 $\beta$ を原則とするが、特別な事情が生じた場合は県と市町村の間で協議を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 (2) 都道府県繰入金と国の財政支援(追加激変緩和財源)の活用 都道府県繰入金(1号)を活用した激変緩和措置の配分は、原則として推計年度の都道府県繰入金の9分の1の範囲内とする。 都道府県繰入金(1号)を活用した激変緩和措置の終期は、原則、令和5年度とするが、必要に応じて、その時期を変更することも可能とする。 なお、国の財政支援(追加激変緩和財源)が措置される場合は、これを優先して活用する。 (3) 対象額を規定する一定割合 激変緩和措置の対象額を規定する一定割合については、市町村から意見を聞き、知事が別に定めることとする。 (4) 特例基金の活用 特例基金(激変緩和分)は、一部の市町村に都道府県繰入金(1号)を活用して激変緩和措置を講じた結果、他の市町村の納付金負担が増加する場合であって、知事がその増加の影響を抑制するため必要があると判断した場合に、県の収入財源に繰り入れ、都道府県繰入金の減少分を補填するために活用する。特例基金繰入額の上限額は、激変緩和を目的とした都道府県繰入金の繰入額を上限とする。 なお、決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能とする。 特例基金繰入金の活用については、令和5年度までの措置とする。	令和4年度第10回財政部会の結果を踏まえ、現行運営方針のとおり令和5年度までの運用とし、項目を削除するもの。 なお、現行の記載では、剰余金の特例基金への積立(財政調整事業と対応)については第2章、取崩については本章で記載していたが、運営方針策定要領に特段指定なく、複数章に分割するより特定の章に統一した方が読み易いと考えられるため、財政調整事業の記載は第2章に統合する。
14	(新規)	第4章 将来的な保険料(税)水準の統一に関する事項 県と市町村は、将来的な保険料(税)水準の統一を目指すため、以下のとおり必要な事項について定める。	(新規)	法改正により、保険料(税)水準の統一に関する事項が必須記載事項となったことから、当該項目を新たに章立てするもの。

14	(新規)	<p>1 統一に向けた基本的な考え方</p> <p>令和4年度に市町村と協議の上、保険料(税)水準の統一に係る取組内容や取組時期を具体的に記載した「『宮城県版』国民健康保険料(税)水準の統一に向けた工程表(ロードマップ)」(POO参照。以下、「ロードマップ」という。)を策定した。</p> <p>将来的な保険料(税)水準の統一を目指し、ロードマップに沿って県と市町村の間で継続して協議していくこととする。</p>	(新規)	令和4年度に策定したロードマップに沿って検討していくことを記載するもの。
14	(新規)	<p>2 統一の定義</p> <p>【第1段階】納付金ベースによる統一</p> <p>各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない。</p> <p>医療費指数反映係数<math>\alpha</math>を0に設定する。</p> <p>【第2段階】『宮城県版』保険料(税)水準の統一</p> <p>被保険者間の公平性の観点からは、将来的には、宮城県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」を目指すことが望ましい。</p> <p>一方で、統一に向けた課題・検討項目が多岐にわたり、具体的な検討に着手できていない項目もあるため、「本県の保険料(税)水準の統一のあり方として、具体的にどのようなものを目指すのか」を市町村と協議し、統一の定義を検討していくこととする。</p>	(新規)	ロードマップの内容及び宮城県国民健康保険運営連携会議等での検討経過を記載するもの。
14	(新規)	<p>3 統一の目標年度</p> <p>【第1段階】納付金ベースによる統一を令和8年度から実施する。</p> <p>毎年度、医療費指数反映係数<math>\alpha</math>を0.1ずつ低減し、令和8年度に「<math>\alpha = 0</math>」とする。</p> <p>【第2段階】『宮城県版』保険料(税)水準の統一を令和12年度から実施する。</p>	(新規)	ロードマップの内容を記載するもの。
14	(新規)	<p>4 統一に向けた検討の組織体制・スケジュール</p> <p>宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会等において、統一に向けた市町村との協議を行う。</p> <p>令和6年度から令和7年度までは、ロードマップで整理した、統一に向けての本県における各種課題の検討及び調整を深化させていく。その際、可能な限り多くの項目について一体的な運用ができるよう調整を図る。</p> <p>統一可能な各種項目の検討・協議を進め、令和7年度までに「『宮城県版』保険料(税)水準の統一」の定義を決定する。</p> <p>令和8年度から令和11年度までは、調整未了の項目について引き続き調整の上、令和11年度までに「『宮城県版』保険料(税)水準の統一」の内容について決定していく。</p>	(新規)	ロードマップの内容及び宮城県国民健康保険運営連携会議等での検討結果を記載するもの。
16	第5章 1 保険料(税) 収納率の推移	県内の市町村国保の保険料(税)収納率は、滞納繰越分を含めた令和3年度の収納率は85.94%となり、平成26年度の74.24%から11.7ポイント増加した。	県内の市町村国保の保険料(税)収納率は、平成30年度現年課税分94.24%で全国第20位であり毎年順調に収納率を伸ばしている。また、滞納繰越分を含めた全体の収納率は、81.88%となり、平成25年度の73.00%から8.88ポイント増加した。	不要な文言を削除するほか、最新の状況に更新するもの。



16	第5章1 (1) 現年課税分	<p>県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、令和3年度が95.71%であり、平成26年度の91.01%から、4.7ポイント増加した。</p> <p>本県の現年課税分の収納率は、平成26年度から令和3年度にかけて全国平均を上回っている。</p> <p>(以下略)</p>	<p>県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、平成30年度94.24%であり、平成23年度87.98%から、6.26ポイント増加した。</p> <p>本県の現年課税分の収納率は、平成23年度から大きく上昇しており、平成24年度に初めて全国平均を超えている。</p> <p>(以下略)</p>	最新の状況に更新するもの。																																																						
16	図12	<p style="text-align: center;"><b>保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 現年課税分)</b></p> <table border="1"> <caption>図12: 保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 現年課税分)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>91.01</td><td>90.95</td></tr> <tr><td>H27</td><td>91.64</td><td>91.45</td></tr> <tr><td>H28</td><td>92.59</td><td>91.92</td></tr> <tr><td>H29</td><td>93.67</td><td>92.45</td></tr> <tr><td>H30</td><td>94.24</td><td>92.85</td></tr> <tr><td>R1</td><td>94.25</td><td>92.92</td></tr> <tr><td>R2</td><td>95.33</td><td>93.69</td></tr> <tr><td>R3</td><td>95.71</td><td>94.24</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H26	91.01	90.95	H27	91.64	91.45	H28	92.59	91.92	H29	93.67	92.45	H30	94.24	92.85	R1	94.25	92.92	R2	95.33	93.69	R3	95.71	94.24	<p style="text-align: center;"><b>保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 現年課税分)</b></p> <table border="1"> <caption>図12: 保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 現年課税分)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>87.98</td><td>89.39</td></tr> <tr><td>H24</td><td>89.87</td><td>89.86</td></tr> <tr><td>H25</td><td>90.42</td><td>90.19</td></tr> <tr><td>H26</td><td>91.01</td><td>90.95</td></tr> <tr><td>H27</td><td>91.64</td><td>91.45</td></tr> <tr><td>H28</td><td>92.59</td><td>91.92</td></tr> <tr><td>H29</td><td>93.67</td><td>92.45</td></tr> <tr><td>H30</td><td>94.24</td><td>92.85</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H23	87.98	89.39	H24	89.87	89.86	H25	90.42	90.19	H26	91.01	90.95	H27	91.64	91.45	H28	92.59	91.92	H29	93.67	92.45	H30	94.24	92.85	最新の状況に更新するもの。
年度	県 (%)	全国 (%)																																																								
H26	91.01	90.95																																																								
H27	91.64	91.45																																																								
H28	92.59	91.92																																																								
H29	93.67	92.45																																																								
H30	94.24	92.85																																																								
R1	94.25	92.92																																																								
R2	95.33	93.69																																																								
R3	95.71	94.24																																																								
年度	県 (%)	全国 (%)																																																								
H23	87.98	89.39																																																								
H24	89.87	89.86																																																								
H25	90.42	90.19																																																								
H26	91.01	90.95																																																								
H27	91.64	91.45																																																								
H28	92.59	91.92																																																								
H29	93.67	92.45																																																								
H30	94.24	92.85																																																								
17	第5章1 (2) 滞納繰越分	<p>県内市町村国保の保険料(税)滞納繰越分の収納率は、令和3年度が22.22%であり、平成26年度以降、全国平均よりも上回っていたものの、令和元年度と令和3年度においては全国平均を下回った。</p> <p>これは、納付資力に応じた滞納処分の執行停止や滞納整理を進めてきた一方で、令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の流行も影響していると考えられる。</p>	<p>県内市町村国保の保険料(税)滞納繰越分の収納率は、平成30年度が25.46%であり、平成23年度以降、全国平均を上回っている。</p> <p>これは、東日本大震災により被災した被保険者の保険料(税)減免や、滞納処分の執行停止など納付資力に応じた滞納整理を進めた結果によるものと考えられる。</p>	最新の状況に更新するもの。																																																						
17	図13	<p style="text-align: center;"><b>保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 滞納繰越分)</b></p> <table border="1"> <caption>図13: 保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 滞納繰越分)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>18.95</td><td>18.95</td></tr> <tr><td>H27</td><td>20.92</td><td>20.47</td></tr> <tr><td>H28</td><td>23.2</td><td>21.13</td></tr> <tr><td>H29</td><td>24.65</td><td>21.99</td></tr> <tr><td>H30</td><td>25.46</td><td>23.04</td></tr> <tr><td>R1</td><td>23.79</td><td>23.02</td></tr> <tr><td>R2</td><td>24.78</td><td>24.27</td></tr> <tr><td>R3</td><td>22.22</td><td>23.72</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H26	18.95	18.95	H27	20.92	20.47	H28	23.2	21.13	H29	24.65	21.99	H30	25.46	23.04	R1	23.79	23.02	R2	24.78	24.27	R3	22.22	23.72	<p style="text-align: center;"><b>保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 滞納繰越分)</b></p> <table border="1"> <caption>図13: 保険料(税)の収納率の状況(市町村国保 滞納繰越分)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>17.35</td><td>15.36</td></tr> <tr><td>H24</td><td>17.97</td><td>16.46</td></tr> <tr><td>H25</td><td>18.44</td><td>17.68</td></tr> <tr><td>H26</td><td>18.95</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>H27</td><td>20.92</td><td>20.47</td></tr> <tr><td>H28</td><td>23.2</td><td>21.23</td></tr> <tr><td>H29</td><td>24.65</td><td>21.99</td></tr> <tr><td>H30</td><td>25.46</td><td>23.04</td></tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H23	17.35	15.36	H24	17.97	16.46	H25	18.44	17.68	H26	18.95	18.84	H27	20.92	20.47	H28	23.2	21.23	H29	24.65	21.99	H30	25.46	23.04	最新の状況に更新するもの。
年度	県 (%)	全国 (%)																																																								
H26	18.95	18.95																																																								
H27	20.92	20.47																																																								
H28	23.2	21.13																																																								
H29	24.65	21.99																																																								
H30	25.46	23.04																																																								
R1	23.79	23.02																																																								
R2	24.78	24.27																																																								
R3	22.22	23.72																																																								
年度	県 (%)	全国 (%)																																																								
H23	17.35	15.36																																																								
H24	17.97	16.46																																																								
H25	18.44	17.68																																																								
H26	18.95	18.84																																																								
H27	20.92	20.47																																																								
H28	23.2	21.23																																																								
H29	24.65	21.99																																																								
H30	25.46	23.04																																																								
17	第5章 2 収納対策等の実施状況	<p>収納対策等の実施状況は、<b>およそ全ての市町村</b>で財産調査を実施しており、<b>差押えの実施やコンビニ収納、口座振替、給与照会の実施</b>が収納対策等として特に効果があると考えている。</p>	<p>収納対策等の実施状況は、<b>全ての市町村</b>で財産調査を実施しており、<b>コンビニ収納や口座振替、滞納整理機構の活用や短期被保険者証・資格証明書の発行</b>が収納対策等として特に効果があると考えている。</p>	最新の状況に更新するもの。																																																						

<p>17 表2</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 実施している収納対策等</th> <th>実施市町村数</th> <th>実施割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 財産調査</td><td>34</td><td>97.1</td></tr> <tr><td>② コンビニ収納</td><td>33</td><td>94.3</td></tr> <tr><td>③ 差押え</td><td>33</td><td>94.3</td></tr> <tr><td>④ 滞納処分の停止</td><td>32</td><td>91.4</td></tr> <tr><td>⑤ 滞納整理機構の活用</td><td>29</td><td>82.9</td></tr> <tr><td>⑥ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成</td><td>28</td><td>80.0</td></tr> <tr><td>⑦ 徴収猶予</td><td>28</td><td>80.0</td></tr> <tr><td>⑧ 換価の猶予</td><td>22</td><td>62.9</td></tr> <tr><td>⑨ 研修の実施</td><td>20</td><td>57.1</td></tr> <tr> <th>2 特に効果があると思われる収納対策等</th> <th>回答市町村数</th> <th>回答割合(%)</th> </tr> <tr><td>① 差押えの実施</td><td>25</td><td>71.4</td></tr> <tr><td>② コンビニ収納</td><td>24</td><td>68.6</td></tr> <tr><td>③ 口座振替</td><td>16</td><td>45.7</td></tr> <tr><td>④ 給与照会の実施</td><td>13</td><td>37.1</td></tr> </tbody> </table>	1 実施している収納対策等	実施市町村数	実施割合(%)	① 財産調査	34	97.1	② コンビニ収納	33	94.3	③ 差押え	33	94.3	④ 滞納処分の停止	32	91.4	⑤ 滞納整理機構の活用	29	82.9	⑥ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成	28	80.0	⑦ 徴収猶予	28	80.0	⑧ 換価の猶予	22	62.9	⑨ 研修の実施	20	57.1	2 特に効果があると思われる収納対策等	回答市町村数	回答割合(%)	① 差押えの実施	25	71.4	② コンビニ収納	24	68.6	③ 口座振替	16	45.7	④ 給与照会の実施	13	37.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 実施している収納対策等</th> <th>実施市町村数</th> <th>実施割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 財産調査</td><td>35</td><td>100</td></tr> <tr><td>② 滞納整理機構の活用</td><td>29</td><td>82.9</td></tr> <tr><td>③ コンビニ収納</td><td>28</td><td>80</td></tr> <tr><td>④ 研修の実施</td><td>18</td><td>51.4</td></tr> <tr><td>⑤ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成</td><td>17</td><td>48.6</td></tr> <tr><td>⑥ 多重債務相談の実施</td><td>10</td><td>28.6</td></tr> <tr><td>⑦ 専門家の配置(嘱託等含む)</td><td>6</td><td>17.1</td></tr> <tr><td>⑧ コールセンターの設置</td><td>5</td><td>14.3</td></tr> <tr> <th>2 特に効果があると思われる収納対策等</th> <th>回答市町村数</th> <th>回答割合(%)</th> </tr> <tr><td>① コンビニ収納</td><td>22</td><td>62.9</td></tr> <tr><td>② 口座振替</td><td>18</td><td>51.4</td></tr> <tr><td>③ 滞納整理機構の活用</td><td>9</td><td>25.7</td></tr> <tr><td>④ 短期被保険者証・資格証明書</td><td>11</td><td>31.4</td></tr> </tbody> </table>	1 実施している収納対策等	実施市町村数	実施割合(%)	① 財産調査	35	100	② 滞納整理機構の活用	29	82.9	③ コンビニ収納	28	80	④ 研修の実施	18	51.4	⑤ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成	17	48.6	⑥ 多重債務相談の実施	10	28.6	⑦ 専門家の配置(嘱託等含む)	6	17.1	⑧ コールセンターの設置	5	14.3	2 特に効果があると思われる収納対策等	回答市町村数	回答割合(%)	① コンビニ収納	22	62.9	② 口座振替	18	51.4	③ 滞納整理機構の活用	9	25.7	④ 短期被保険者証・資格証明書	11	31.4	<p>最新の状況に更新するもの。</p>
1 実施している収納対策等	実施市町村数	実施割合(%)																																																																																								
① 財産調査	34	97.1																																																																																								
② コンビニ収納	33	94.3																																																																																								
③ 差押え	33	94.3																																																																																								
④ 滞納処分の停止	32	91.4																																																																																								
⑤ 滞納整理機構の活用	29	82.9																																																																																								
⑥ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成	28	80.0																																																																																								
⑦ 徴収猶予	28	80.0																																																																																								
⑧ 換価の猶予	22	62.9																																																																																								
⑨ 研修の実施	20	57.1																																																																																								
2 特に効果があると思われる収納対策等	回答市町村数	回答割合(%)																																																																																								
① 差押えの実施	25	71.4																																																																																								
② コンビニ収納	24	68.6																																																																																								
③ 口座振替	16	45.7																																																																																								
④ 給与照会の実施	13	37.1																																																																																								
1 実施している収納対策等	実施市町村数	実施割合(%)																																																																																								
① 財産調査	35	100																																																																																								
② 滞納整理機構の活用	29	82.9																																																																																								
③ コンビニ収納	28	80																																																																																								
④ 研修の実施	18	51.4																																																																																								
⑤ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成	17	48.6																																																																																								
⑥ 多重債務相談の実施	10	28.6																																																																																								
⑦ 専門家の配置(嘱託等含む)	6	17.1																																																																																								
⑧ コールセンターの設置	5	14.3																																																																																								
2 特に効果があると思われる収納対策等	回答市町村数	回答割合(%)																																																																																								
① コンビニ収納	22	62.9																																																																																								
② 口座振替	18	51.4																																																																																								
③ 滞納整理機構の活用	9	25.7																																																																																								
④ 短期被保険者証・資格証明書	11	31.4																																																																																								
<p>18 第5章 3 収納率目標の設定</p>	<p>令和3年度国民健康保険税以外の市町村税の収入未済額は約75億円となっているのに対し、保険料(税)の収入未済額は約55億円に上り、<b>保険料(税)</b>の収納率の向上及び収入未済額の縮減は喫緊の課題である。</p> <p>県内市町村の令和3年度現年課税分収納率の最高と最低を比較すると、最高<b>98.56%</b>、最低<b>93.35%</b>で約<b>5</b>ポイントの格差があるが、将来的に保険料(税)水準の統一を目指すためには、市町村間の収納率の格差を縮小する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、保険者規模については、国の財政調整交付金の保険者規模の区分を参考として、退職分を<b>除く</b>年間平均被保険者数<b>(一般分)</b>により区分するものである。</p>	<p>平成30年度保険料(税)の収入未済額は約80億円に上り、国民健康保険税以外の市町村税の収入未済額とはほぼ同額となっており、保険料(税)の収納率の向上及び収入未済額の縮減は喫緊の課題である。</p> <p>県内市町村の平成30年度現年課税分収納率の最高と最低を比較すると、最高<b>99.03%</b>、最低<b>91.19%</b>で約<b>8</b>ポイントもの格差があるが、将来的に保険料(税)水準の統一を目指すためには、市町村間の収納率の格差を縮小する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、保険者規模については、国の財政調整交付金の保険者規模の区分を参考として、退職分を含む被保険者全体の年間平均被保険者数により区分するものである。</p>	<p>最新の状況に更新するものほか、不要な文言を削除するもの。</p>																																																																																							
<p>18 第5章3 (1) 現年課税分</p>	<p>ア 県平均収納率が、令和3年度の全国の上位<b>1</b>割相当の収納率の水準に達することを目標とする。</p> <p>イ 県内の各市町村保険者の保険料(税)の収納率目標は、次の表のとおりとする。</p> <p>ウ 達成目標年度は、<b>令和11年度(令和12年5月の出納閉鎖時)</b>とする。</p>	<p>ア 県平均収納率が、平成30年度の全国の上位<b>2</b>割相当の収納率(95%)の水準に達することを目標とする。</p> <p>イ 県内の各市町村保険者の保険料(税)の収納率目標は、次の表のとおりとする。</p> <p>ウ 達成目標年度は、<b>令和5年度(令和6年5月の出納閉鎖時)</b>とする。</p>	<p>収納対策部会の議論を踏まえて新たな目標を設定するほか、達成目標年度を新たな運営方針の対象期間にあわせて修正するもの。</p>																																																																																							
<p>18 表3</p>	<p>表3 保険者規模別の保険料(税)収納率目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険者規模区分</th> <th>収納率目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5千人未満</td><td><b>97.2%</b></td></tr> <tr><td>5千人以上1万人未満</td><td><b>96.7%</b></td></tr> <tr><td>1万人以上10万人未満</td><td><b>95.9%</b></td></tr> <tr><td>10万人以上</td><td><b>95.9%</b></td></tr> <tr><td>県全体</td><td><b>96.2%</b></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 保険者規模は、令和3年度の年間平均被保険者数<b>(一般分)</b>による。</p>	保険者規模区分	収納率目標	5千人未満	<b>97.2%</b>	5千人以上1万人未満	<b>96.7%</b>	1万人以上10万人未満	<b>95.9%</b>	10万人以上	<b>95.9%</b>	県全体	<b>96.2%</b>	<p>表3 保険者規模別の保険料(税)収納率目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険者規模区分</th> <th>収納率目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5千人未満</td><td>96%</td></tr> <tr><td>5千人以上1万人未満</td><td>95.5%</td></tr> <tr><td>1万人以上10万人未満</td><td>94.7%</td></tr> <tr><td>10万人以上</td><td>94.7%</td></tr> <tr><td>県全体</td><td>95%</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 保険者規模は、平成30年度の年間平均被保険者数<b>(退職分を含む)</b>による。</p>	保険者規模区分	収納率目標	5千人未満	96%	5千人以上1万人未満	95.5%	1万人以上10万人未満	94.7%	10万人以上	94.7%	県全体	95%	<p>収納対策部会の議論を踏まえて新たな目標を設定するもの。</p>																																																															
保険者規模区分	収納率目標																																																																																									
5千人未満	<b>97.2%</b>																																																																																									
5千人以上1万人未満	<b>96.7%</b>																																																																																									
1万人以上10万人未満	<b>95.9%</b>																																																																																									
10万人以上	<b>95.9%</b>																																																																																									
県全体	<b>96.2%</b>																																																																																									
保険者規模区分	収納率目標																																																																																									
5千人未満	96%																																																																																									
5千人以上1万人未満	95.5%																																																																																									
1万人以上10万人未満	94.7%																																																																																									
10万人以上	94.7%																																																																																									
県全体	95%																																																																																									

19	第5章4 収納対策強化に資する取組	前記の目標を達成するため、県と市町村は共同して下記の収納対策に取り組むこととする。	上記の目標を達成するため、県と市町村は共同して下記の収納対策に取り組むこととする。	所要の修正を行うもの。																																																
19	第5章4 (2)市町村による取組	(2)市町村による取組 (中略) ア 適正な滞納整理の実施 イ 口座振替の推進 ウ 収納環境の整備(クレジットカードによる決済、ペイジーの導入など、 <b>収納手段の多様化への対応</b> )	(2)市町村による取組 (中略) ア 適正な滞納整理の実施 イ 口座振替の推進 ウ 収納環境の整備(コンビニ収納、ペイジーの導入等)	令和3年度時点で、コンビニ収納は33保険者が導入しており、クレジットカードによる決済は1保険者となっているため、取組内容を修正するもの。																																																
20	第6章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項	<b>(削除)</b>	また、県が保険者となることにより、同一県内であれば高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されることなど、保険給付の実施に当たり新たな取扱いも生じることから、県内で統一した判定基準を設けることとする。	都道府県単位化から一定の年限が経過したことを踏まえ、同記載を削除するもの。																																																
20	第6章 1 現在の状況	(1)各市町村における <b>診療報酬明細書(レセプト)</b> 点検の実施状況(前略)また、令和2年度からは県において希望する市町村から事務を受託し、 <b>資格や</b> 診察、検査、投薬等の診療内容について二次点検を行っていたが、令和3年度からは全ての市町村から事務を受託し、二次点検を行 <b>っている</b> 。 令和3年度の本県の財政効果率は、全国平均より0.22ポイント低くなっている。 表4 レセプト点検の状況(令和3年度)	(1)各市町村におけるレセプト点検の実施状況(前略)また、令和2年度からは県において希望する市町村から事務を受託し、資格や診察、検査、投薬等の診療内容について二次点検を行っていたが、令和3年度からは全ての市町村から事務を受託し、二次点検を行うこととなった。 平成29年度の本県の財政効果率は、全国平均より0.22ポイント低くなっている。 表4 レセプト点検の状況(平成29年度)	所要の文言を追記するもの。また、現在の仕様に沿った標記とするほか、直近の実績値を反映するもの。																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> <th>全国対比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レセプト総数</td> <td>8,138,675枚</td> <td>430,142,838枚</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>レセプト請求総額(ア)</td> <td>154,724,783千円</td> <td>8,457,805,511千円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>レセプト点検効果額(イ)</td> <td>640,024千円</td> <td>53,399,510千円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当たり財政効果額</td> <td>1,409円</td> <td>2,056円</td> <td>▲647円</td> </tr> <tr> <td>財政効果率(イ)/(ア)</td> <td>0.41%</td> <td>0.63%</td> <td>▲0.22%</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	全国	全国対比	レセプト総数	8,138,675枚	430,142,838枚	-	レセプト請求総額(ア)	154,724,783千円	8,457,805,511千円	-	レセプト点検効果額(イ)	640,024千円	53,399,510千円	-	被保険者1人当たり財政効果額	1,409円	2,056円	▲647円	財政効果率(イ)/(ア)	0.41%	0.63%	▲0.22%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> <th>全国対比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レセプト総数</td> <td>8,930,627枚</td> <td>482,991,055枚</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>レセプト請求総額(ア)</td> <td>153,872,095千円</td> <td>8,692,527,688千円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>レセプト点検効果額(イ)</td> <td>742,280千円</td> <td>60,541,531千円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当たり財政効果額</td> <td>1,475円</td> <td>2,051円</td> <td>▲576円</td> </tr> <tr> <td>財政効果率(イ)/(ア)</td> <td>0.48%</td> <td>0.70%</td> <td>▲0.22%</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	全国	全国対比	レセプト総数	8,930,627枚	482,991,055枚	-	レセプト請求総額(ア)	153,872,095千円	8,692,527,688千円	-	レセプト点検効果額(イ)	742,280千円	60,541,531千円	-	被保険者1人当たり財政効果額	1,475円	2,051円	▲576円	財政効果率(イ)/(ア)	0.48%	0.70%	▲0.22%	
	宮城県	全国	全国対比																																																	
レセプト総数	8,138,675枚	430,142,838枚	-																																																	
レセプト請求総額(ア)	154,724,783千円	8,457,805,511千円	-																																																	
レセプト点検効果額(イ)	640,024千円	53,399,510千円	-																																																	
被保険者1人当たり財政効果額	1,409円	2,056円	▲647円																																																	
財政効果率(イ)/(ア)	0.41%	0.63%	▲0.22%																																																	
	宮城県	全国	全国対比																																																	
レセプト総数	8,930,627枚	482,991,055枚	-																																																	
レセプト請求総額(ア)	153,872,095千円	8,692,527,688千円	-																																																	
レセプト点検効果額(イ)	742,280千円	60,541,531千円	-																																																	
被保険者1人当たり財政効果額	1,475円	2,051円	▲576円																																																	
財政効果率(イ)/(ア)	0.48%	0.70%	▲0.22%																																																	
20	第6章1 (2)第三者求償の実施状況	(前略) 令和2年度の第三者求償の実績は、件数、金額とも全国平均を下回っている。 表5 第三者求償の実績(令和2年度)	(前略) 平成29年度の第三者求償の実績は、件数、金額とも全国平均を下回っている。 表5 第三者求償の実績(平成29年度)	最新の状況に更新するもの。																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(被保険者1,000人当たり)</td> <td>0.76件</td> <td>0.92件</td> </tr> <tr> <td>金額( )</td> <td>257千円</td> <td>427千円</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	全国	件数(被保険者1,000人当たり)	0.76件	0.92件	金額( )	257千円	427千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(被保険者1,000人当たり)</td> <td>0.57件</td> <td>1.15件</td> </tr> <tr> <td>金額( )</td> <td>289千円</td> <td>544千円</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	全国	件数(被保険者1,000人当たり)	0.57件	1.15件	金額( )	289千円	544千円																															
	宮城県	全国																																																		
件数(被保険者1,000人当たり)	0.76件	0.92件																																																		
金額( )	257千円	427千円																																																		
	宮城県	全国																																																		
件数(被保険者1,000人当たり)	0.57件	1.15件																																																		
金額( )	289千円	544千円																																																		
21	第6章1 (3)第三者求償に係る目標設定状況	国からの通知において、各保険者が評価指標等を設定し、PDCAサイクルを <b>確立することで、第三者行為求償事務の継続的な改善・強化を図ることとされている</b> 。 令和5年度においては、 <b>34市町村</b> が数値目標を設定している。	平成28年4月4日付け保国発0404第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について」において、少なくとも全市町村が「被害届の自主的な提出率」及び「被害届受理日までの平均日数の数値目標」を設定することが望ましいとされている。 令和2年度においては、全市町村が数値目標を設定している。	通知名を省略するほか、最新の状況に更新するもの。																																																



21	第6章 2 県による保険給付の点検	県は、 <b>広域的かつ専門的な見地による給付点検</b> を実施し、適正な請求がなされているか確認する。	県は、県内の市町村間で転居した被保険者のレセプト点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。また、海外療養費の点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。	「県による給付点検調査に関する事務処理方針」に沿った記載内容とするもの。
21	第6章 3 不正利得の徴収等	保険医療機関等による複数の市町村にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関に求めることができる <b>こととなる</b> ため、事務処理規約（暫定版）に基づき、状況に応じ委託の仕組みを活用する。 <b>本規定に基づく事務の委託には、事実行為の委託のみならず、訴訟の提起等の法律行為の委託も含まれる。</b>	保険医療機関等による複数の市町村にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関に求めることができることとなるため、事務処理規約（暫定版）に基づき、状況に応じ委託の仕組みを活用する。	運営方針策定要領の記載にあわせて修正するもの。
21	第6章4 (2) 診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務について	(2) <del>診療報酬明細書（レセプト）</del> 二次点検業務について ア レセプトの二次点検の共同実施 レセプトの二次点検については、令和2年度から事業を実施しているが、引き続き希望する市町村と共同で実施していく。 <b>イ 一点検項目の標準化</b> <b>全市町村において当面、縦覧点検を100%実施し、段階的に点検項目を標準化する。</b> イ 医療保険と介護保険の突合情報活用	(2) 診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務について ア レセプトの二次点検の共同実施 レセプトの二次点検については、令和2年度から事業を実施しているが、引き続き希望する市町村と共同で実施していく。 イ 点検項目の標準化 全市町村において当面、縦覧点検を100%実施し、段階的に点検項目を標準化する。 ウ 医療保険と介護保険の突合情報活用	不要の文言を削除するほか、点検項目の標準化についてはア共同実施に含まれるため、項目を削除するもの。
22	第6章4 (3) 第三者求償事務の取組強化	イ 第三者求償に関する目標設定 <b>市町村は、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、PDCAサイクルを確立することで、第三者行為求償事務の継続的な改善・強化を図る。</b>	イ 第三者求償に関する目標設定 令和2年度においては、全市町村が数値目標を設定しており、引き続き数値目標を設定する。	令和3年度厚生労働省通知に沿った記載に修正するもの。
22	第6章5 (1) 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合	イ <b>出生</b> 、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保 <b>被保険者数</b> の増加又は減少を伴う場合の住所異動。	イ 出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。	適切な文言に修正するもの。
22	第6章5 (2) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保 <b>被保険者数</b> の増加や、他の世帯への異動による国保 <b>被保険者数</b> の減少をいう。）の場合	(2) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保 <b>被保険者数</b> の増加や、他の世帯への異動による国保 <b>被保険者数</b> の減少をいう。）の場合	(2) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保加入者の増加や、他の世帯への異動による国保加入者の減少をいう。）の場合	適切な文言に修正するもの。
22	第6章5	県は、市町村からの問合せに対応できる <b>まう</b> 体制を <b>維持</b> する。	県は、市町村からの問合せに対応できるよう体制を整備する。	適切な文言に修正するもの。
23	第7章	国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村等が一体となって、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進する <b>ものとする</b> 。	国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村等が一体となって、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進するものとする。	不要な文言を削除するもの。

23	第7章 1 現在の状況	<p>(1) 特定健診の受診状況</p> <p>令和3年度の特定健診の受診率は、45.8%であり、全国3位となっている。</p> <p>表6 特定健診の受診状況(平成30~令和3年度)</p> <table border="1" data-bbox="587 268 1299 426"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>48.3%</td> <td>48.9%</td> <td>42.0%</td> <td>45.8%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>37.9%</td> <td>38.0%</td> <td>33.7%</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>2位</td> <td>2位</td> <td>5位</td> <td>3位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	宮城県	48.3%	48.9%	42.0%	45.8%	全国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	全国順位	2位	2位	5位	3位	<p>(1) 特定健診の受診状況</p> <p>平成30年度の特定健診の受診率は、48.3%であり、全国2位となっている。</p> <p>表6 特定健診の受診状況(平成27~30年度)</p> <table border="1" data-bbox="1466 268 2178 426"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>46.6%</td> <td>47.3%</td> <td>47.7%</td> <td>48.3%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>36.3%</td> <td>36.6%</td> <td>37.2%</td> <td>37.9%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>1位</td> <td>1位</td> <td>1位</td> <td>2位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	宮城県	46.6%	47.3%	47.7%	48.3%	全国	36.3%	36.6%	37.2%	37.9%	全国順位	1位	1位	1位	2位	最新の状況に更新するもの。
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																								
宮城県	48.3%	48.9%	42.0%	45.8%																																								
全国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%																																								
全国順位	2位	2位	5位	3位																																								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																								
宮城県	46.6%	47.3%	47.7%	48.3%																																								
全国	36.3%	36.6%	37.2%	37.9%																																								
全国順位	1位	1位	1位	2位																																								
23	同上	<p>(2) 特定保健指導の実施状況</p> <p>令和3年度の特定保健指導の実施率は、21.0%であり、全国35位となっている。</p> <p>表7 特定保健指導の受診状況(平成30~令和3年度)</p> <table border="1" data-bbox="587 619 1299 777"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>17.8%</td> <td>19.5%</td> <td>19.5%</td> <td>21.0%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>28.9%</td> <td>29.3%</td> <td>27.9%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>41位</td> <td>38位</td> <td>39位</td> <td>35位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	宮城県	17.8%	19.5%	19.5%	21.0%	全国	28.9%	29.3%	27.9%	27.9%	全国順位	41位	38位	39位	35位	<p>(2) 特定保健指導の実施状況</p> <p>平成30年度の特定保健指導の実施率は、17.8%であり、全国41位となっている。</p> <p>表7 特定保健指導の受診状況(平成27~30年度)</p> <table border="1" data-bbox="1466 619 2178 777"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>17.6%</td> <td>18.8%</td> <td>17.4%</td> <td>17.8%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>25.1%</td> <td>26.3%</td> <td>26.9%</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>35位</td> <td>37位</td> <td>39位</td> <td>41位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	宮城県	17.6%	18.8%	17.4%	17.8%	全国	25.1%	26.3%	26.9%	28.9%	全国順位	35位	37位	39位	41位	最新の状況に更新するもの。
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																								
宮城県	17.8%	19.5%	19.5%	21.0%																																								
全国	28.9%	29.3%	27.9%	27.9%																																								
全国順位	41位	38位	39位	35位																																								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																								
宮城県	17.6%	18.8%	17.4%	17.8%																																								
全国	25.1%	26.3%	26.9%	28.9%																																								
全国順位	35位	37位	39位	41位																																								
23	同上	<p>(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況</p> <p>令和3年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群割合は、35.5%であり、全国46位となっている。</p> <p>表8 メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況(平成30~令和3年度)</p> <table border="1" data-bbox="587 989 1299 1146"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>33.4%</td> <td>34.2%</td> <td>36.0%</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>29.6%</td> <td>30.3%</td> <td>32.1%</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>45位</td> <td>45位</td> <td>45位</td> <td>46位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	宮城県	33.4%	34.2%	36.0%	35.5%	全国	29.6%	30.3%	32.1%	31.8%	全国順位	45位	45位	45位	46位	<p>(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況</p> <p>平成30年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群割合は、33.4%であり、全国45位となっている。</p> <p>表8 メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況(平成27~30年度)</p> <table border="1" data-bbox="1466 989 2178 1146"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>30.6%</td> <td>31.5%</td> <td>32.5%</td> <td>33.4%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>27.4%</td> <td>28.0%</td> <td>28.8%</td> <td>29.6%</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>44位</td> <td>45位</td> <td>45位</td> <td>45位</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	宮城県	30.6%	31.5%	32.5%	33.4%	全国	27.4%	28.0%	28.8%	29.6%	全国順位	44位	45位	45位	45位	最新の状況に更新するもの。
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																								
宮城県	33.4%	34.2%	36.0%	35.5%																																								
全国	29.6%	30.3%	32.1%	31.8%																																								
全国順位	45位	45位	45位	46位																																								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																								
宮城県	30.6%	31.5%	32.5%	33.4%																																								
全国	27.4%	28.0%	28.8%	29.6%																																								
全国順位	44位	45位	45位	45位																																								
23	同上	<p>(4) 後発医薬品の使用状況</p> <p>令和4年3月時点における本県の国民健康保険の後発医薬品使用状況は、84.3%であり、全国12位となっている。</p>	<p>(4) 後発医薬品の使用状況</p> <p>令和2年3月時点における本県の国民健康保険の後発医薬品使用状況は、83.5%であり、全国7位となっている。</p>	最新の状況に更新するもの。																																								
24	同上	<p>(5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況</p> <p>令和4年度の本県における糖尿病性腎症重症化予防の取組は、県内35市町村全てで実施している。</p>	<p>(5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況</p> <p>令和元年度の本県における糖尿病性腎症重症化予防の取組は、県内35市町村のうち34市町村が実施しており、実施率は97.1%となっている。</p>	最新の状況に更新するもの。																																								

24	第7章 2 医療費の適正化に向けた取組	<p>(1) 特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化</p> <p>県は、糖尿病を含む生活習慣病の発症及び重症化の予防、メタボリックシンドローム該当者（予備群含む）の減少等を図るため、特定健診・特定保健指導実施率の更なる向上に向け、市町村と連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。</p> <p>特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、質の高い健診・保健指導の拡大を図るため、保険者協議会と連携して事業促進のための広報や先進事例の情報共有等に、より一層取り組むこととする。</p> <p><del>また、がんの早期発見、早期治療を目指し、引き続き第3期宮城県がん対策推進計画に基づき、県、市町村及び関係団体等が一体となって、がん検診受診促進等に関する啓発を継続し、更なるがん検診受診率の向上に取り組む。</del></p> <p><del>歯周疾患検診については、引き続き歯周疾患検診等の歯科健康診査の必要性・重要性について県民の理解度を高める施策を展開し、受診率の向上を図る。</del></p>	<p>(1) 特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化</p> <p>メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少等を図るため、特定健診・特定保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。</p> <p>特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、質の高い健診・保健指導の拡大を図るため、保険者協議会と連携して事業促進のための広報や先進事例の情報共有等に、より一層取り組むこととする。</p> <p>また、がんの早期発見、早期治療を目指し、引き続き第3期宮城県がん対策推進計画に基づき、県、市町村及び関係団体等が一体となって、がん検診受診促進等に関する啓発を継続し、更なるがん検診受診率の向上に取り組む。</p> <p>歯周疾患検診については、引き続き歯周疾患検診等の歯科健康診査の必要性・重要性について県民の理解度を高める施策を展開し、受診率の向上を図る。</p>	従来の記載内容を取組別に記載するため、項目名及び本文を修正するもの。あわせて、所要の文言を追加するもの。
24	同上	<p>(2) がん検診受診率の向上</p> <p>がんの早期発見、早期治療を目指し、引き続き宮城県がん対策推進計画に基づき、県、市町村及び関係団体等が一体となって、がん検診受診促進等に関する啓発の継続と国の受診率向上施策ハンドブックの活用促進により、更なるがん検診受診率の向上に取り組む。</p> <p>また、生活習慣病指導管理協議会における指導事項を市町村や検診団体にフィードバックし、がん検診の精度管理の向上に取り組む。</p>	(新規)	従来の記載内容を取組別に記載するため、新たな項目として記載するもの。
24	第7章 2 医療費の適正化に向けた取組	<p>(3) データヘルス計画の策定支援</p> <p>県は、各市町村が行う、データヘルス計画の策定、計画に基づく保健事業の実施、計画の評価等について、宮城県国民健康保険団体連合会と連携して、支援を行う。</p>	<p>(2) データヘルス計画の策定支援</p> <p>令和元年度時点で34市町村がデータヘルス計画を策定している。県は、全市町村の策定に向けた支援の継続と第2期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けた支援を行う。</p>	条ずれを反映するほか、最新の取組内容に更新するもの。
24	同上	<p>(4) 後発医薬品の情報提供</p> <p>既に各市町村において後発医薬品の差額通知を実施し、後発医薬品の使用割合は全国値を上回っているが、全市町村において共通様式により年に2回以上の差額通知を行う。また、引き続き県と市町村が連携して、後発医薬品の正しい知識を被保険者に伝えるとともに、<del>更なる後発医薬品の使用を促進し、使用率80%以上を維持する。</del></p>	<p>(3) 後発医薬品の使用促進</p> <p>既に各市町村において後発医薬品の差額通知を実施し、後発医薬品の使用割合は全国値を上回っているが、全市町村において共通様式により年に2回以上の差額通知を行う。また、引き続き県と市町村が連携して、後発医薬品の正しい知識を被保険者に伝えるとともに、更なる後発医薬品の使用を促進し、使用率80%以上を維持する。</p>	条ずれを反映するほか、後発医薬品の供給状況を踏まえて項目名や本文を修正するもの。
24	同上	<p>(5) 糖尿病性腎症重症化予防</p> <p>県は、医師会及び県糖尿病対策推進会議とともに、宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用しながら、市町村と医療関係者との連携構築を図り、糖尿病性腎症重症化への取組を進めることで、年間の新規人工透析導入患者数減少に向けた支援を推進する。</p>	<p>(4) 糖尿病重症化予防</p> <p>県は、医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と県内の糖尿病性腎症重症化予防の取組状況を共有する等連携し、引き続き、「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成31年3月策定）の定着促進を図るとともに、医療従事者の人材育成及び保険者の取組みを推進するための体制整備に取組み、県内市町村における糖尿病重症化予防事業の円滑な実施を支援する。</p>	条ずれを反映するほか、最新の取組内容に更新するもの。



24	同上	(6) スマートみやぎ健民会議 (以下略)	(5) スマートみやぎ健民会議 (以下略)	条ずれを反映するもの。
25	同上	(7) 歯と口腔の健康づくり 歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保障給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、 <b>歯周疾患検診等の受診率の向上を図るとともに</b> 、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受ける機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。	(6) 歯と口腔の健康づくり 歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保障給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受ける機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。	条ずれを反映するほか、最新の取組内容に更新するもの。
25	第7章 4 宮城県医療費適正化計画との相乗効果	4 都道府県医療費適正化計画との相乗効果 本県においては、 <b>第8次宮城県地域医療計画（令和6年度から令和11年度まで）に都道府県医療費適正化計画を内包しており、各市町村は、計画に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組むこととする。</b>	4 宮城県医療費適正化計画との相乗効果 各市町村は、第3期宮城県医療費適正化計画（平成30年度から令和5年度まで）に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組むこととする。	第4期宮城県医療費適正化計画の計画期間を反映するほか、所要の修正を行うもの。
25	同上	(8) 重複・頻回受診、重複・多剤服薬者への訪問指導等 (以下略)	(7) 重複・頻回受診、重複・多剤服薬者への訪問指導等 (以下略)	条ずれを反映するもの。
25	同上	(9) 受診の適正化に係る県民に対する意識啓発 (以下略)	(8) 受診の適正化に係る県民に対する意識啓発 (以下略)	条ずれを反映するもの。
26	第8章 1 事務の共通化	(1) 医療費通知及び後発医薬品差額通知 都道府県単位化を被保険者の目に見える形で示すため、 <b>通知の内容について統一しており、今後も全市町村において共通の内容による通知を継続する。</b>	(1) 医療費通知及び後発医薬品差額通知 都道府県単位化を被保険者の目に見える形で示すため、通知回数や対象月数、通知の様式や内容について統一した。引き続き、全市町村において共通様式により通知する。	適切な文言に修正するもの。
26	同上	(3) 短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用 <del>【再掲】</del> <b>(短期被保険者証が廃止される予定のため、国からの通知が発出され次第、検討する。マイナ保険証に切り替わった後の事務手続きについても、指針が必要か検討する。)</b>	(3) 短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用 <b>【再掲】</b> 都道府県単位化にあたっては、短期被保険者証及び資格証明書の発行について市町村によって極端な違いが出ないように、県は、市町村と協議し、短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用を促進する。	(要検討の項目について現状を記載)
26	同上	(4) 滞納処分の執行停止に係る指針の運用 <del>【再掲】</del> (以下略)	(4) 滞納処分の執行停止に係る指針の運用 <b>【再掲】</b> (以下略)	不要の文言を削除するもの。
26	同上	(5) 限度額認定の指針の運用 限度額認定についても、市町村によって極端な違いが出ないように、県は、市町村と協議し、限度額認定に係る指針の運用を促進する。	(新規)	新たに指針を作成したため、追加するもの。
26	同上	(6) 出産育児一時金及び葬祭費の事務の統一に係る指針の運用 出産育児一時金及び葬祭費の事務の統一についても、市町村によって極端な違いが出ないように、県は、市町村と協議し、出産育児一時金及び葬祭費の事務の統一に係る指針の運用を促進する。	(新規)	新たに指針を作成したため、追加するもの。
26	同上	(7) 事務処理標準システムの導入について 市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率化を推進するためには、市町村が使用する事務処理システムの標準化も重要であり、必要な対応を進めていく。	(新規)	運営方針策定要領の記載にあわせて修正するもの。

26	同上	(8) その他の事項 県は、市町村の各種事務について、必要に応じ実施状況等を調査し、その結果を情報提供するとともに、市町村との協議を経て事務の共通化を推進する。	(5) その他の事項 県は、市町村の各種事務について、必要に応じ実施状況等を調査し、その結果を情報提供するとともに、市町村との協議を経て事務の共通化を推進する。	項目の追加によって号ずれが生じるもの。
27	第8章 2 国保事務担当 マニュアルの作成	県は、「宮城県国保事務担当マニュアル」を平成30年4月（最終改正平成31年4月）に作成したが、法令等の改正に合わせて適宜改定を行う。	県は、これまでに国保事務全般について市町村担当者の参考となるマニュアルとして「国保事務の手引き」を作成しているが、適宜改定作業を行う。	「宮城県国保事務担当マニュアル」が作成・改正されたため、修正するもの。
28	第9章 1 地域包括ケア の推進	<del>平成28年度から前倒しで開始されている保険者努力支援制度の評価指標の一つに地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況が設けられ、地域包括ケア推進の取組が評価されることとなった。</del> 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護及び生活支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、県と市町村は、 <del>保険者努力支援制度の評価指標を達成すべく、</del> 組織の横断的な連携を進める。	平成28年度から前倒しで開始されている保険者努力支援制度の評価指標の一つに地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況が設けられ、地域包括ケア推進の取組が評価されることとなった。 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護及び生活支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向け、県と市町村は、保険者努力支援制度の評価指標を達成すべく、組織の横断的な連携が進むよう努めるものとする。	地域包括ケアは、保険者努力支援制度の評価対象となるか否かに関わらず、推進すべきであることから、不要な文言を削除するもの。
28	第9章 3 他計画との整合性	県は、広域的な保険者として、本運営方針と県が定める宮城県地域医療計画、宮城県健康増進計画「みやぎ21健康プラン」及び宮城県高齢者福祉計画・宮城県介護保険事業支援計画「みやぎ高齢者元気プラン」等との整合性を保つよう関係各課と情報連携を図るものとする。	県は、広域的な保険者として、本運営方針と県が定める宮城県地域医療計画、宮城県健康増進計画「みやぎ21健康プラン」及び宮城県高齢者福祉計画・宮城県介護保険事業支援計画「みやぎ高齢者元気プラン」等との整合性を保つよう関係各課と情報連携を図るものとする。	不要な文言を削除するもの。
29	(新規)	第10章 本方針の検証及び見直しに関する事項 県は、法第82条の2第6項に基づく本方針の見直し等を行うため、以下のとおり必要な事項について定める。	(新規)	法改正により、検証及び見直しの時期や考え方が明確化されたことから、検証及び見直しに関する項目を新たに章立てするもの。
29	(新規)	1 検証及び見直しの目的 県は、安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、本方針に基づく取組の状況をおおむね3年を目途に把握・分析し、評価を行うことで検証する。その検証結果や国及び県の情勢、保険料（税）水準の統一の検討状況を踏まえ、国保財政の安定化、保険料（税）水準の統一化の推進等のために必要があると認めるときは、本方針の見直しを行う。	(新規)	同上
29	(新規)	2 検証及び見直しの方法 検証及び見直しに当たっては、宮城県国民健康保険運営連携会議等において課題・論点を整理した上で、見直しを行う場合は宮城県国民健康保険運営協議会に諮問することとする。	(新規)	同上

29	(新規)	<p><b>3 管理指標</b></p> <p>検証に当たっては、本方針に基づく取組の効果が捕捉できること、継続的かつ容易に収集できること等を考慮した以下の管理指標により、本方針に基づく取組の状況の把握・分析を行う。</p> <p>また、社会情勢等を踏まえて、適宜、管理指標の見直しを行うこととする。</p> <table border="1"> <tr><td>県内市町村国保における被保険者一人当たり医療費</td></tr> <tr><td>宮城県が設置する国民健康保険財政安定化基金の残高</td></tr> <tr><td>県内市町村国保における黒字団体数</td></tr> <tr><td>県内市町村における被保険者一人当たり保険料（税）調定額</td></tr> <tr><td>県内市町村における保険料（税）現年課税分の平均収納率</td></tr> <tr><td>保険者努力支援制度（取組評価分）の各市町村獲得点数の平均割合</td></tr> <tr><td>保険者努力支援制度（取組評価分）の県獲得点数の割合</td></tr> <tr><td>県内市町村国保における特定健診・保健指導の平均受診率</td></tr> </table>	県内市町村国保における被保険者一人当たり医療費	宮城県が設置する国民健康保険財政安定化基金の残高	県内市町村国保における黒字団体数	県内市町村における被保険者一人当たり保険料（税）調定額	県内市町村における保険料（税）現年課税分の平均収納率	保険者努力支援制度（取組評価分）の各市町村獲得点数の平均割合	保険者努力支援制度（取組評価分）の県獲得点数の割合	県内市町村国保における特定健診・保健指導の平均受診率	(新規)	<p>これまで取組の効果等を定量的に評価するための事項に関する記載がなかったことから、今後の検証を行いやすくするため新たに設けるもの。</p>
県内市町村国保における被保険者一人当たり医療費												
宮城県が設置する国民健康保険財政安定化基金の残高												
県内市町村国保における黒字団体数												
県内市町村における被保険者一人当たり保険料（税）調定額												
県内市町村における保険料（税）現年課税分の平均収納率												
保険者努力支援制度（取組評価分）の各市町村獲得点数の平均割合												
保険者努力支援制度（取組評価分）の県獲得点数の割合												
県内市町村国保における特定健診・保健指導の平均受診率												
29	(新規)	<p><b>4 県による事務打合せ</b></p> <p>本方針に基づき市町村が国民健康保険事業を実施するに当たっては、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価・検証することが必要である。</p> <p>県は、原則2年に1回の事務打合せの際に、市町村が実施することとされている事業の実施状況を確認することとする。</p>	(新規)	<p>検証及び見直しに関する項目を新たに章立てすることから、旧第2章における記載を移記するもの。</p>								
30	第11章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項	<p><b>第11章 県と市町村間の連絡調整及びその他に関する事項</b></p> <p>県と市町村とが一体となって国保制度の運営に当たるため、以下のとおり<b>必要な事項</b>について定める。</p>	<p>第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項</p> <p>県と市町村とは一体となって国保制度の運営にあたるため、以下のとおり連絡調整等の仕組みを定める。</p>	<p>本文の記載内容を踏まえ、章題及び導入の文言を見直すもの。</p>								
30	第11章 1 宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会	<p>県は、市町村の担当課長を構成員とする宮城県国民健康保険運営連携会議において、宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題を始めとした国民健康保険の運営に関わる重要な事項について、市町村と意見調整を行うものとする。また、連携会議における意見調整を円滑に進めるため、連携会議の下部組織である各種部会を、必要に応じて設置・廃止・開催するものとする。</p>	<p>県は、宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題について、宮城県国民健康保険運営連携会議において市町村と意見調整を行うものとする。また、必要に応じて随時部会を開催するものとする。</p>	<p>連携会議や各種部会の定義等を明確化するため、所要の文言の追加や修正を行うもの。</p>								
30	第11章 2 各種研修会の実施	<p>県は<b>関係機関と連携の上、各種研修会を開催するなど、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得することを支援する。</b></p>	<p>県は各種研修会を実施し、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得することを支援する。</p>	<p>所要の文言を追加するもの。</p>								
30	第11章 3 新型コロナウイルス感染症等への対応	<p><b>3 不測の事態への対応</b></p> <p>近年、新興感染症の感染拡大や自然災害が頻発していることから、このような被保険者の生活に著しい影響を与える不測の事態が生じた場合には、<b>県は市町村や関係機関と連携の上、必要な措置を講じる等の対応に努めていくこととする。</b></p>	<p>3 新型コロナウイルス感染症等への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策が講じられる場合には、<b>県、市町村及び関係機関が連携して必要な措置を講じる等、適正に対応するよう努めていくこととする。</b></p>	<p>社会情勢を踏まえて節題や文言を修正するもの。</p>								
31	(新規)	<p><b>用語解説</b></p> <p>(記載省略)</p>	(新規)	<p>前方針策定時に御意見があったことを踏まえ、新たに記載するもの。</p>								